

令和7年第3回（9月）佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和7年9月30日（火曜日）午前10時00分

2. 場所 佐々町役場 3階 議場

3. 開議 令和7年10月1日（水曜日）午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	須藤 敏規君	2	棚橋 優汰君	3	黒田 龍之介君
4	井上 智恵美君	5	中川 由美恵君	6	山之内 英樹君
7	横田 博茂君	8	永田 勝美君	9	長谷川 忠君
10	川副 剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	濱野 瓦君	副町長	濱田 能久君	教育長	富野 育君
総務理事兼 庁舎建設室長	大平 弘明君	総務課長	落合 健治君	税財政課長	藤永 大治君
住民福祉課長	松本 典子君	保険環境課長	宮原 良之君	多世代包括支援 センター長	松尾 直美君
企画商工課長	中道 隆介君	建設課長	山村 輝明君	農林水産課長	金子 剛君
水道課長	安達 伸男君	会計管理者	藤永 尊生君	教育次長	井手 守道君
農業委員会事務局長	作永 善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名
議会事務局長	荒木 洋介君	議会事務局書記	山下 慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 8番 永田 勝美 議員（一問一答）
- (2) 3番 黒田 龍之介 議員（一問一答）
- (3) 6番 山之内 英樹 議員（一問一答）
- (4) 2番 棚橋 優汰 議員（一問一答）

(5) 7番 横田 博茂 議員（一問一答）

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議長（川副 剛 君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和7年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、4番、井上智恵美君、5番、中川由美恵君を指名します。

— 日程第2 一般質問（永田 勝美 議員） —

議長（川副 剛 君）

日程第2、一般質問の続きを行います。

それでは、質問通告順に発言を許可します。一問一答方式により、8番、永田勝美議員の発言を許可します。

8番。

傍聴席、私語を慎んでください。

8番（永田 勝美 君）

それでは、8番、永田勝美でございます。私は、日本共産党佐々支部を代表して、憲法が暮らしに生きる住みやすい佐々町、平和で安心できる佐々町の実現に向けて質問したいと思います。

今回の一般質問では、7月の定例会を受けて、この間、改善を求めてきた課題について質問させていただきたいと思います。

最初の質問は、子育て支援についてでございます。

第1点目は、学校給食費の無償化についてお聞きいたします。

7月議会で町長は、地方創生臨時交付金を活用し、中学校の入学準備資金としていただくため、小学校6年生の給食費を無償化したいと考えておりますとお答えになりました。一方で、来年3月までという期限もお示しされております。

そこで端的に伺いたいことは、次年度はどうするかということです。あわせて、町外の中学校に通う生徒さん、6年生児童の皆さん、あるいはアレルギー等で学校給食を食べない子どもさんについても、給食費相当額を支援する取組を始めるというふうにお答えになりました。今、どのように具体化されているのか、いつから開始されるのか、そういう状況についてお答えいただきたいと思います。

1点目は以上です。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（瀬野 亘 君）

皆さん、おはようございます。

8番議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

中学校の給食費につきましては、昨年1月から無償化しているところです。また、小学校の給食費につきましては、先ほど8番議員がおっしゃったとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ことし1月から3月までのあいだ、無償化を実施し、7月の議会で小学校6年生の給食費を2学期と3学期について無償化する補正予算を可決していただいたところです。

次年度に向けた小学校給食費無償化についてですが、ことし2月に3党合意がなされ、同年6月に閣議決定がされました。経済財政運営と改革の基本方針2025に、令和8年度予算の編成過程において、成案を得て実現すると提示をされておりますので、その動向に注視してまいりたいと考えております。

ことし6年生の給食費を無償化したということで、来年度についても当然ながら個人的にはしなければいけないというふうに思っておりますので、この3党合意がなされることを願っているところです。

それと、町外に通う子どもさん、小学校6年生の方、それからアレルギーの給食を持ってこられている方についても同様な措置を考えているところでございます。

議長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

先ほど御質問がございました給食費相当額の助成ということで、町外へ行かれている児童生徒さん、それから、アレルギーのほうで全食お弁当を持ってこられている方への進捗状況ということでございます。

今現在、要綱のほうは作成が進んでいるところでございます。

こちらの補助金のほうは、町内の給食費の相当額を助成するというふうにしております。町内の給食費について、2月1日現在の精算をもって、その額をもって補助をする予定でございますので、その時点での額が確定してまいります。その同時期に対象の方に御案内をさせていただこうというふうには思っているところでございます。そういう予定で動いているところでございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

8番。

8番（永田 勝美 君）

今のお答えに対する確認ですけれども、要するに町外の学校に通う中学生の皆さん、あるいはアレルギー等で給食を受けていない6年生の児童の皆さんについては、要するに後払い、来年2月頃とおっしゃいましたけれども、年度内に給付はされるけれども、基本的には後払い

ということになるという理解でよろしいでしょうか。

議長（川副剛君）

教育次長。

教育次長（井手守道君）

議員おっしゃるとおりでございます。よろしくお願ひします。

議長（川副剛君）

8番。

8番（永田勝美君）

重ねて町長にお伺いしたいのですけれども、確かに3党合意で来年度から実施という方向については確認をされておりますが、まだ自民党も総裁選があつてある最中で、しかも衆議院、参議院とも与党が少数という今の状況の中で、一方では、次年度に向けて膨大な軍事費の増強だとかということで、財源については極めて厳しい状況も予測されております。そういう中で、注視したいと言われるのはよく分かるんですけれども、じゃあ政府の与党合意がなかつたら、もう何もしないというふうになるのか。

これまで佐々町の学校給食費無償化について取り組んできたことは、いわゆる義務教育の無償化ということが基本的な一つのベースにあったのかなというふうに思いまして、それを実現していくために、まずは中学校から無償化したということもあるかという、そういう流れかなというふうに思いますし、県下の諫早市だとか、それから雲仙市だとか、東彼の3町だとか、そういったところでの取組も、こうした流れかなというふうに考えているところであります。

ですから、要するに言いたいことは、政府の与党合意があつてもなくとも、やはり佐々町としてはどういう段取りで進めていくということについては、準備をきちんとしておかなければならぬではないだろうかというふうに思ふんです。ですから、政府の与党合意がまとまつたら次年度で予算化するという、そういう流れではなくて、やはりもっと主体的な対応というのが求められているのではないかと思ふますが、町長いかがでしようか。

議長（川副剛君）

町長。

町長（瀬野亘君）

先ほども申し上げましたとおり、成案ができるのを願っているわけですが、私の選挙の公約として、小学校についても給食費無償化というのを言っておりますので、小学校6年生につきましては、ことしと同じような形で考えているというところです。ただし、財政的なこともありますので、そこは調整をしていきたいというふうに思つてゐるところです。

議長（川副剛君）

8番。

8番（永田勝美君）

6年生については、次年度以降も継続していく意向であるということで確認させていただきたいというふうに思ふます。様々な諸条件がありますから、できないこともあるかもしれないけれども、基本的には次年度以降も6年生については給食費無償化を続けたいという御意向か

というふうに思います。基本的には一步前進ということで、ぜひとも小学校全体の給食費無償化に向けて、更なる取組を求めておきたいというふうに思います。

次に、小中学校体育館への空調設備の設置について、昨日も同僚議員からの質問を通して、非常にこの緊急性が高まっている状況というのが明らかになりました。教育長の答弁で示されました、数字がちょっと違つておるかもしれません、今年度、熱中症警報が出された日数が6月以降で65日もあり、夏休みを除いた日数で25日もあるという現状は、大変異常な状況ではないかというふうに思います。

私は、夏場の利用が大きく制限される状況の改善と、それから、大規模避難となった場合の避難所とされている状況、そうした避難所環境の整備という両面から、小中学校体育館への空調設備の設置については重要だということで質問をさせていただき、あわせて、この取組について促進を求めてきたところでございます。

ことしの状況は、私は、きのう、教育長のお話を伺いながら、体育館を使えない状況というのは、まさに体育館の機能がなくなっているということかなというふうに思うわけです。役目を果たしていない施設ということになるわけですから、言ってみれば、夏場は無駄と、極端な言い方をすれば、そういう状況でもあるかなと思いますし、子どもたちの成長にとって極めて重要な体育の環境が、いわゆる地域とともに、体育の重要性というのは、私が述べるまでもなく、皆さん御存じのとおりだというふうに思うわけですが、体育の環境が損なわれているということで、同僚議員からも体育ができないという実態が述べられました。

また、町長は前回の質問の中で、事業費も相当かかると想定していることから、交付金や起債の財源についても研究させているというふうにお答えになりましたし、教育長は、今、いろんなところで体育館の空調設備について検討がなされているところでございます。しっかりといろんなところを注視しながら、視察等も含めながら、この目で確認をしていきたいというふうにお話しになりました。大変期待をしているところでございますが、いつから始められるのか、どういう目標を立てて取り組まれるのかということについて、端的に御説明いただきたいと思います。

議長（川副 剛君）

教育長。

教育長（富野 毅君）

おはようございます。

小中学校の体育館への空調設備につきましては、7月に御質問いただきましたし、昨日も井上議員からも御質問いただきまして、教育委員会といたしましても設置については前向きに考えているところでございます。

私自身、体育館の空調設備につきましては、7月議会の折にも御報告しておりましたが、実際の状況を把握したいと、私自身の目で把握したいと思いまして、他市町の設置状況を視察させていただきました。

文部科学省の体育館等空調設備設置状況という調査がございまして、そちらの中で、九州の中で設置率が非常に高かった福岡県宗像市、それから、前回検討していると申し上げましたスポットバズーカという機械を使った体育館の設置をされている福岡県久山町を視察させていただきました。宗像市は、市内の小中学校の体育館が避難所となっておりまして、大雨の際に多くの避難者が集まるという実態があるということでございました。宗像市が設置されている空調システムは、通常のエアコンと、それから壁に輻射パネルというものを張っておられまして、それを併用するハイブリッド方式ということで、エアコンの冷風を輻射パネルによって持続させることができるということで、ランニングコストは非常に低廉ということでございまし

た。また、冷却効果も高いということ。風や音の影響もほぼなくて、教育環境としては最も適しているシステムであると私自身は感じたところです。

また、久山町におきましては、スポットバズーカと呼ばれる空調機を全ての小中学校に設置されておりました。快適な空間で1学期の終業式を終えたということのお話もいただいたところです。スポットバズーカというのが、スポットクーラーの動力を大きくした形状の空調機で、視察した小学校は、バスケットボールコートが2面取れるという大きな体育館だったんですが、そのスポットバズーカが10機、壁に設置されておりまして、コートごとに冷風を提供されているという状況です。音や風については、想像していたよりも気にならない程度であって、バトミントンや卓球などの繊細な球技の場合には多少影響はあるのかなというふうに感じましたが、通常の授業では問題なく活用できるというものでした。何よりスポットバズーカに関しては、初期費用が低廉ということで、通常のクーラーの設置の3分の1程度に初期費用は抑えられるということでございます。

本町立の小中学校への導入に関しましては、小学校の体育館の実態も加味しながら検討する必要があると考えております。現在、全国で集中して体育館への空調が導入されているところでございますが、持続可能な空調設備であるかどうかの検証を十分に行なうことは必要不可欠だと考えておりますので、今、十分研究を進めているところでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（瀬野 瓦 君）

教育委員会のほうに指示を出しているということで、教育長のほうが現場を早速視察して、私もちょっと調べたんですけども、ネットで見ると、電気代が安くて、スポット的に冷風を出す装置がございまして、それもレンタルが可能だということなんんですけども、今年度はもう全部全て売り切れという表示がされていましたけども、来年度については早めにそういうところを当たれば可能かなということで、今、個人的にはネット等を見て調べている状況でございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

8番。

8番（永田 勝美 君）

精力的に各地を見ていただいて、よりよいものをという御努力に敬意を表したいと思いますが、やはり事の緊急性といいますか、5年ほど前に学校教室にエアコンが設置された時も、結果的には名古屋市で子どもさんが熱中症で亡くなったという事件がありまして、そのことをきっかけに政府も動いて、国が全部お金を持つから付けてくれというふうに言ったという流れがありました。

そういう子どもたちの犠牲をなくすためにも、やはりどうしてもやらなくてはならない課題というふうに捉える必要があるのではないかというふうに思います。次年度に向けて、やはり目に見える前進があるように、町長、教育長の決断が求められているのではないかと思う。次年度の予算に向けて、ぜひとも足を踏み出す取組を求めておきたいと思います。

あわせて、今、焦点になっておりますのは、中学校の体育館なんですかとも、小学校の体育館は、前回質問等でも明らかになったように、もう建て替えが必要になっていると。建て替

えが必要になっているので、その時期にということは分かります。しかし、現状で使えないような状況というのは、今もずっと続いているわけですから、そういう意味では、このまま何年もというわけにはいかないだろうと。だから、町長がおっしゃったようなレンタルのものとか、そういったものも含めた過渡的な取組もあわせて、やはり一緒に進める必要があるのではないかだろうかということを申し上げておきたいというふうに思います。

昨年、地球沸騰化の時代と言われて、ことしはまさにその記録を年々更新するような事態というのが進んでいる。広く大きく言えば、地球温暖化の影響ということなんでしょうねけれども、やはりその下で、子どもたちの教育環境を守る、あるいは災害時の避難環境を守るという取組は、忽せにできない状況が強まっているということを重ねて申し上げて、ぜひとも新たな取組を進めていただくことを求めておきたいというふうに思います。

それでは、次に、保育児童に係る保護費の負担軽減の取組についてでございます。

この問題では、3歳児から徴収される副食費、月額6,000円程度についてお尋ねした中で、前議会では、副食費の無償化につきましては、私の公約の一つとして掲げさせていただいた重要な施策の一つです。実施時期についてはお答えできませんが、国の施策の方向性や、そのほか本町の子育て支援施策とあわせて、施策の効果性などを勘案しながら、研究・検討してまいりますとお答えになりました。あれから3か月でございますが、その後の検討状況がありましたらお答えいただきたいと思います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 真 君）

7月に御質問をいただいており、繰り返しの説明となります。本町では、子ども・子育て支援の一環として保育料無償化対象児童以外の保育料を国基準より低く設定し、保護者の保育料負担を軽減しております。

また、昨年度策定しました「佐々町こども計画」の中で、保育料等の軽減、保育料及び副食費の無償化ということで施策として盛り込んでおり、副食費の無償化の検討につきましては、私の公約に掲げさせていただいた重要な施策の一つということで、前回お答えしたところでございます。

財政の勉強会を庁舎内でする中で、非常に厳しい状況だというのは8番議員も御存じだと思います。どれを優先するかという考え方でございますので、今後検討してまいりますけども、現在、保育料がかかるゼロ歳から2歳児の世帯は244世帯で、子どもの数は281人。保育料は、世帯収入に応じた段階的な設定となっております。所得階層を見てみると、世帯の年収が470万円から680万円の世帯が132世帯で、この世帯の子どもの数が150人と、全体の半分以上を占めている割合になっています。兄弟児で利用されている世帯も多く、月額の保育料は4万8,000円から6万円となっており、保育料が家計に与える影響は軽視できないものと認識しております。

実施時期につきましては明確にお答えできませんが、国や県に対しても要望を行い、また、国県の施策の方向性や、その他、本町の子育て支援施策とあわせて、施策の効果性や財源などを勘案しながら検討してまいりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

議長（川副 剛 君）

8番。

8番（永田 勝美 君）

前回とほぼ同じ御答弁でございましたが、昨日、同僚議員から、3歳児以上について完全給

食の要望というのも出されておりました。この問題についても非常に关心の高いテーマではないかなと思うんですけど、財源的にそんなにかからないのであれば、せめてそうした改善といいますか、一歩前進というところの検討というのはできないものかと、あわせてお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（川副 剛君）

町長。

町長（濱野 真君）

きのうも4番議員からの質問に対しましてお答えしましたけども、まずは課内で検討をさせていただいて、月額が幾らになります、御負担は幾らになりますという形のものをつくり上げて、保護者の方の御意見を伺っていくという説明をきのうさせていただいたんですけども、なかなか財源的に非常に厳しい。先ほども申し上げましたように、どの施策を優先するかという判断をしなければいけない状況だということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（川副 剛君）

8番。

8番（永田 勝美君）

私は一つ一つの質問について、新たな財源を伴う施策が必要だという提起をずっとしておるので、お金がないと言われるのが大変つらいわけですけれども、しかし、現状は、そうしたものの必要性、重要性については、年々高まってきているのではないかというふうに考えて質問させていただいております。ぜひとも新たな改善、何を優先するのかということについても、やはり方向性を少し鮮明にしていく必要があるのではないかだろうかと。何から始める、このように進めていくという、少し一定長期のプランを立てないと、一気に全部前進させるというのは困難かなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次のテーマについて質問させていただきます。物価高騰対策についてでございます。最低賃金が、ようやく長崎県でも1,000円を超えて、実質賃金も7月統計ではようやく0.5%の増という数字が出ました。7か月ぶりと。しかし、夏のボーナスの影響で、一時的なものではないかという見方が示されておりまし、物価高騰に賃金が追いつかない実質賃金の低下状況というのは続いていると見るべきではないかなと思います。特に本町では、夏季のボーナスの支給を受ける世帯というのは、非常に多くないのではないかというふうに考えておりまして、そういった意味では、実質賃金で物価高騰に賃金が追いつかない状況というのは、更に全国よりも深刻ではないかなというふうに思っております。

そういう中で、10月から3,000品目を超える新たな値上げが予定されているというふうに報道されておりまして、清涼飲料水が200円を超えるというような状況も、きょうの朝のニュースでも報道されておりました。

そこで質問ですけれども、若年世帯の住宅補助について前回質問した中で、佐々町の家賃について、町長の御答弁では、福岡県並みの家賃というのはよく分かっております。現状では検討していません。今後も物価高騰対策としては、国の交付金を活用した支援を行っていくことになると考えておりますが、広く町民に届けられますよう支援方法を検討してまいりますというふうに答えられました。特にこの問題については、今年度の物価対策交付金等については、まだ固まっていないところもあるのだろうというふうに思うのですけれども、その後の検討状況、どのような支援を検討されているのかということについてお示しいただきたいと思います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（瀬野 亘 君）

物価高騰対策について、本町はこれまで国の交付金を活用した支援を行っており、これまでに生活応援商品券事業、学校給食物価高騰対策事業、エネルギー価格高騰支援として畜産農家や運送事業者等への支援を行ってきたところでございます。いろいろ財政の勉強をすると、なかなか佐々町の財政は厳しい状況にあるということで、今後も町債、債権のほうが増えていくようです。給食センターの建設というようなものを予定しておりますので、そのときがピークを迎えて、非常に厳しい状況だというふうに認識しておりますので、今回の若者世帯への家賃補助については、前回のとおり、優先順位では私の中では低いと判断して検討はいたしておりません。

以上です。

議長（川副 剛 君）

8番。

8番（永田 勝美 君）

若者世帯への家賃補助の問題というのは、今、家賃が新たな高騰期を迎えていると。特に都市部で顕著なんですけれども、近隣でもだんだん家賃が高くなっているという報告を聞いております。そういう中で、改めて、今すぐということではなくても、検討の俎上には載せていく必要があるのではないかということを申し上げておきたいと思います。

今回は、物価高騰対策の問題としては、あわせて消費者にとって高騰が続いているお米の購入支援の問題について、他都市で行われているお米券の配布という取組です。茨城県の日立市だと、福井市、別府市、尼崎市、大阪府の岬町、四国の今治市、香川の善通寺市といったところの名前が上がっておりましたけれども、例えば、香川県善通寺市は、5月、市内の高齢者を対象に、お米券8,800円の配布を始めた。担当者は、食費を切り詰めると健康的な食生活を維持できなくなる。主食で欠かせない米の支援を決めたと話したと。これは報道です。

茨城県日立市は、6月中旬から、市内で子育てを進める1万1,000世帯に、JA農協の全国共通お米ギフト券4,400円を贈ると。宮城県利府町は、3月から、町内の未就学児1人当たり米5キロを支給すると。福井市は、一般会計の補正予算から1億5,000万円を充て、18歳以下の子どもがいる約2万4,000世帯に県産米5,000円の購入支援券を配ることにしたと。ひとり親世帯には3,000円分を上乗せすると。担当者は、食べ盛りの子どもがいる世帯は米の負担が重い。米離れにつながりかねないと言ったと。沖縄県の石垣市では、ふるさと納税を財源とし、全町民に1,000円分の「いしがきお米クーポン券」を配ったと。目的の一つは市産米の購入促進だったが、市産米だけでは貰えない可能性もあるとし、対象を全国の米に広げたと。こうした取組が行われています。

佐々町についても、やはり消費者にとってお米は高騰していると。生産者にとって、売渡価格が少し上がったということで、ちょっと一息つけたというようなことで、私は佐々町の場合も両方の支援がやっぱり必要になってくるんだろうなと。要するに、生産者の持続可能な農業を支えるという側面と、それから、消費者にとっての手頃な値段でのお米の提供、あるいはそこに対する様々な支援というのが必要かなというふうに思います。

ただ、家計消費が経済の6割を占めるという日本経済の中で、この物価高騰が続ければ、結局は景気の減速というのが避けられないし、何よりも町民の中で、特に低所得やひとり親家庭の皆さんの中では、大変厳しい状況も生まれてくるということがあろうかと思います。そういう

際に、このお米券の配布というのは非常に分かりやすいといいますか、町民にとっては、町はやはり町民の暮らしについてきちんと関心を払っているということについては大変大きなアピール効果があるというふうに思いますし、そういう意味では、様々な取組を進めていく上で、財源はそんなにかけなくても、取組としてのアピール性は非常に高いのではないかというふうに考えておりますので、検討されてはいかがかというふうに思うわけですけれども、検討に値するというふうにお考えかどうか、お答えいただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 真 君）

本町でも、ひとり親家庭についてはお米を配布しているという、あとから答弁させていただきたいと思いますけども。物価高騰対策について、本町ではこれまで国の交付金を活用した支援の検討の中で、一般で販売されているお米券配布を検討したことがあります。しかし、町内で利用できる店舗が少ないこと、使用用途を米に絞らず、広い用途で使用できるようにしたほうがよいのではないかということにより、生活応援商品券事業を実施してきております。町民の方々の消費生活への支援を行ってきたところです。

今後も物価高騰対策としては、広く町民に届けられるような内容で、国の交付金を活用しての支援方法を検討してまいりたいと思います。

ひとり親家庭についてお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

ひとり親世帯に対しましては、今年度2回ほどお米のほうを支給する機会がございまして、1回目は、2か月に1回、社会福祉協議会さんのほうで、「つなぐBANK」ということで、児童扶養手当を受けられている方、30人ほどなんすけども、全世帯ではなくて希望された中から30世帯を対象としたフードバンクということで、2か月に1回、食料支援をしている機会があるんですけども、その際にお米のほうを10キロ程度支給した実績がございます。

それからもう1件、県のほうで「ひまわりプロジェクト」といいまして、県の女性団体が何団体があるんですけども、その団体からフードバンク事業を佐々町のほうでもぜひ実施してほしいということで協力の依頼がありまして、確か6月の末頃だったと思うんですけども、健康相談センターのほうで、うちの女性福祉団体のほうも協力を得まして、フードバンク事業を行ったところです。その際に、ひとり親世帯のほうに対してもお米のほうを支給したという実績がございます。今年度については2回ほど、ひとり親世帯についてはお米のほうを支給した実績がございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

確認をさせていただきたいのですが、先ほど30世帯というふうにおっしゃられたかと思うんですけど、フードバンクで10キロずつ配ったということなのか。それで、ひまわりプロジェクト

のほうでは6月頃に行ったということですが、こちらのほうはどれぐらいの利用があったのか、どれぐらいの量が配られたのかについてお示しいただきたいと思います。

議長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

フードバンクにつきましては、毎年30世帯ほどというふうに限定をしていますので、30世帯に配付をしております。

それから、ひまわりプロジェクトは、戸数については100世帯を対象にしておりまして、100世帯のうち、ひとり親が何人だったかは覚えていないのですけれども、ひとり親世帯とか、あとは高齢者の生活困窮世帯、そういう世帯にも配付をした実績がございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

取組について全く不明で申し訳ありませんでした。

全体としては130世帯ぐらいには、今回、お米の配付というのはされたということで理解したいというふうに思います。ぜひとも米の問題については、今、米の増産、あるいは安定的な供給ということは非常に重要なテーマになっておりますし、そういうものとあわせて、その消費に向けての支援ということについても心を配っていただくということを改めて求めておきたいというふうに思います。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。暮らし・福祉の充実に向けて。

1つは、町民の移動支援改善に向けた取組についてでございます。通学・通院の費用支援、タクシー助成の改善といったものについて、前回の議会に続いて質問させていただきます。

前回の議会で、町長は、今後の取組の流れ、構えとして、横断的な検討が必要だということで、今現在、政策会議においては、各課共通の課題という形で進めさせていただいております。案件を1つずついい方向に向けて解決していきたいという姿勢で取り組んでおりますというふうにお答えになりました。

さらに、今後は利便性の向上のため、タクシー助成に加え、西肥バスや松浦鉄道をメニューの中に入れたいと思っている。佐世保市と共同で作成した地域公共交通計画をもって、佐世保市が実施するデマンドタクシー事業や公共ライドシェア事業の実証実験への参加も検討し、新技術による制度も対応できるよう研究していきたいというふうに前向きにお答えになりました。その取組については多としたいというふうに思います。

ただ、この問題は一朝一夕にいく課題ではないというふうに思いますが、一方で、来年度予算の時期も迫っている。一歩でも前進を図ることが求められているというふうに私は思います。優先順位をというお話がありましたけれども、この問題についてもお考えのことがあればお示しいただきたいというふうに思います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

今、御質問のあった件についてですけども、公共交通を守るという行政の立場からしますと、新たな政策ということで西肥バスさんがされているリフレッシュバス、75歳以上の方について助成を行いたいということで、今、考えているところです。

それと、松浦鉄道さんにおいても、このリフレッシュバスと同じようなものが発行できないかということでお願いをしているところですので、今、るる説明がありましたとおり、佐世保市さんが黒島で実証実験をされている公共ライドシェア事業というのを注視していきたいということでございます。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

リフレッシュバスについてなんですかけども、リフレッシュバスについては、一部制度が変わったかのような報道に接したように思うんですけれども、制度は特に、前のリフレッシュバスというのがずっと続いているという認識でよろしいのかということと。

もう一点、今、御紹介いただいた佐世保市黒島でのライドシェア事業ということについて、分かる範囲で結構ですので、担当のほうでも結構ですがお答えいただければと思いますが、どういう取組をされているのかということについても御紹介いただければと思います。

議 長（川副 �剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

ライドシェアについては、企画商工課長から答弁させますけど、リフレッシュバス券については、65歳以上の方が年間4万8,000円で路線バスについて乗り放題というふうに聞いておりまして、内容が変わったというふうには私では把握しておりません。

企画商工課長に答弁させます。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

ライドシェアにつきましては、日本でこれまで白タク行為に該当するものとして厳正に処罰されてきましたが、2024年4月に自家用車活用事業がスタートしました。これは、道路運送法第78条第3号を根拠に、タクシーが不足する地域や時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送を可能とする制度でございます。

黒島のほうでございますが、あちらのほうは公共交通がございません。タクシー事業のほうも厳しいという状況で、地域の団体といいますか、そういうところでタクシー的なことを始めるという実証実験を行うというふうなことで聞いております。結局、利用者は一般の方の車両を使って実証実験を行うというふうに聞いております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

別にこだわるわけではないんですけども、そのライドシェア事業というのは、例えば、本町でも関連のある代行運転の方とか、いろんな交通関係の業者の方がおられると思うんですけど、そういう方々も含めて何か具体化できる展望というのが想定されているのでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

本町では、まだ基幹交通のほうが充実しております、今のところ公共交通に対する事業というのは検討はなされておりませんが、今後、タクシー事業とか、そういう事業が減っていったりとか、そういうことがございましたときに対応できるように、そういう研究を一緒に進めていきたいと考えているところで、今回、こちらのほうに参加するような話を進めておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（瀬野 亘 君）

私の認識ですけども、観光地でタクシーが少ない、そういう場合に、一般の方が送迎をするというような形かなというふうに思っているところでです。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

様々な場面で、まさに移動支援というのは求められてくるので、一様ではないということなんですけれども、だから、前回の一般質問の質疑の中でも申し上げましたけれども、なかなか1つの事業で全体を解決するというのは、なかなか困難だなというふうに思っております。

そういう中で、最近、これも繰り返しになるんですけども、佐々町内から北松中央病院に通っておられる高齢者の方が、医療福祉の充実というのを本当に求めたいというふうにおっしゃったので、医療費が高いんですかというふうにお聞きしたら、いや、そうじゃないんですけど。要するに、交通手段がなくて、とにかく北松中央病院を受診しようとすると、とにかく昼までに帰ってこれないと。バスで行って、バス代も非常に高くなったり、1回往復するのに1,000円以上かかると。しかも、朝行って、帰りのバスに間に合うようになって、なかなか時間どおりにいかなくて、1時間に1本程度しか帰りのバスがなくて、非常に不便だというようなことがあって、これも個別の対策としてはなかなか難しいところがあるんだというのは理解するんですけども、やはりそういった実情というのはたくさんあります。

前回御紹介したように、佐々町内から佐世保市に通う高校生の皆さん、こしこし定期券代が上がって、本当に大変だというお話を保護者の方からもお聞きしておりますし、そういった点で、要するに移動支援の取組というのは非常に幅広いなということを改めて感じておるところでございます。ぜひとも冒頭で御紹介した町長の答弁ではないんですけども、まさに各課共通の課題として、各分野でやはりこの移動支援の問題というのは重要になってると思いますので、一元的な検討といいますか、あるいは、そのプロジェクトといいますか、そういったも

のも含めて計画的な推進というのを図っていただきたいというふうに思います。

あわせて、町長からお答えいただいたリフレッシュパスの助成だと、そういう取組は非常に積極的だと思いますので、ぜひとも促進していただきたいということも申し添えておきたいというふうに思います。

残り時間が短くなつてしまいりましたが、次に、今回、国保の問題について、一言質問をさせていただきたい。今、全国知事会がこの夏にまとめた国への提言というのがありまして、この中で、国保の均等割軽減割合の対象を、現行の未就学児から18歳まで引き上げることを求めてはいる。全国市長会も対象年齢や軽減割合の拡充を求めてはいる。今、未就学児の均等割については半額を減額する措置が取られておりまして、県と町村が負担をして、半額が助成されるということになっておりますが、これを前期以来、私はせめて子どもの均等割については全額補助にならないかということを申し上げてきました。その金額はどれぐらいの財源が必要かといいますと、年間100万円足らずだということでございました。なぜできないのかということについても何回も質問をしたんですが、明確な回答は得られなかつたというふうに思っております。

今、全体としては、国保財政は厳しさを増しておりまして、その要因は、県に対する納付金が高騰している。激変緩和が終わって、年間3,000万円も支出が増えたというふうな報告なども聞いております。そういう中でも、ほかの保険と比べて、大変不公平な、均等割というのはまさに人頭割なんです。1人当たり幾らということで、介護保険の負担まで含めると3万8,000円ぐらいの負担になるかと思うんですけども、赤ちゃんからお年寄り、75歳以上の高齢者まで、国保については全て1人当たり幾らということで保険料を納めないといけない。この問題は、せめて子育て世代、赤ちゃんから未就学児まででもまずは無償にしてほしいという願いが非常に強いというふうに思いますし、社会的妥当性というのもあるのではないかというふうに私は思うのですけれども、この問題についてお考えのところがあれば、町長から伺つておきたいというふうに思います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 亘 君）

今、国保について、未就学児の均等割については、るる説明がありましたので省略させていただきますけども、地方公共団体の知事会とか、市長会とか、町村会、同じ要望をさせていただいているところなんですけども、議員おっしゃるとおり、軽減はしてあげたいんですが、これをすることによりペナルティが課せられる。一般財源から持ち出すということになれば、ペナルティが課せられますので、そこで、やはりどこの自治体も難しい状況であるというふうに認識をいたしております。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

ペナルティがかけられるというのは、これは法令に基づいてかけられるということなんでしょうか。それとも、どういうペナルティがあるのかについて、改めて御紹介いただけますか。課長のほうからでも結構ですが。

議長（川副剛君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原良之君）

国民健康保険の財政につきましては、国県のほうから交付金というものを頂戴しております。この交付金については、給付に応じて等ございますが、またちょっと別の話になりますけど、一般会計から国民健康保険の特別会計のほうに繰り出すことができる財源というの、国のはうが、こういった項目については一般財源のほうから国保財政のほうに財源のほうを繰り出し下さいというような定めがございまして、これに基づかない繰り出しというのが法定外の繰り出しということになって、この分にペナルティが課せられるようになっておりまして、冒頭申し上げた交付金のほうが減額されるというようなところになっております。

以上です。

議長（川副剛君）

8番。

8番（永田勝美君）

この問題は、大変複雑な背景もありますけれども、まさに住民福祉の促進に対して、国がペナルティをかけるというのはあってはならないことだというふうに私は思っておりまして、ぜひともこの問題については、国に対してペナルティをやめろということについても要望していくべきではないかなということを申し上げておきたいというふうに思います。

最後の質問でございます。聞こえの支援の問題について。

前回会議から、課題がかなり絞られてきたのではないかというふうに思っております。聞こえの支援の必要性については、難聴が認知症の予防の重要な要素となっていること、補聴器の使用による改善は明らかであると。聞こえの支援の方法は、補聴器の必要性と購入支援については費用の半額程度の支援というのが必要ではないかと。全国の自治体の状況を見ると、5万円以下というところが大変多くございますが、財源については、国県に対して支援制度の創設を求めていくと同時に、自治体としても独自の支援策が求められるのではないかと思います。

あわせて、補聴器の導入の支援というのが非常に重要だと。東京通信病院の研究で示されているのは、補聴器の導入は大切にしていただきたい点が1つあります。まず、診察を受けてから認定補聴器専門店で購入するということです。補聴器は眼鏡とは根本的に違います。眼鏡はかけた瞬間から見えるようになりますが、補聴器は二、三ヶ月時間をかけて、体になじむよう音量を調整していく必要があるからです。調整されず、なじまない補聴器だと、聞こえてくるのはうるさい雑音ばかりということもあります。その結果、つけたのに聞こえるようにならないと使用を諦めてしまう人も少なくありません。最近の補聴器は大きく進化しており、形状や機能、価格も様々です。利用者の状態を観察する医師の指導のもとに、適切な補聴器を選択し、業者によるきめ細やかな調整を経て、初めてその人にぴったりフィットする補聴器が完成するのですということで、これは通信病院のホームページから取った文章なんですけれども、まさにここに端的な状況というのが示されているのではないかと思います。

まさにここで町長が前回の答弁の中でお話になったんですが、補聴器を買ったけれども、もう耳障りで使っていないという方が結構いらっしゃいますというお話は、まさにこういうことを言っているのではないかというふうに思うんです。

当面の課題としては、支援体制の整備、ここにやはり検討を急ぐ必要があるのではないだろうかと。支援体制というのは、いわゆる今も啓発活動をずっとやっておられますけれども、それだけでなく、業者による調整に対する支援というのをやっていかないと、実際には買った

けども使わないという方が増えていったのでは、なかなか普及というふうにはならないのではないかだろうかというふうに思います。お考えのところがあれば。もう時間がなくなりましたので、お答えいただければというふうに思います。

議長（川副剛君）

町長。

町長（濱野亘君）

現在のところ、国や県の補助金制度が、この補聴器購入についてございませんので、限られた財源の中で、ほかの高齢者施策とあわせまして、それぞれの施策の効果を研究し、検討してまいりたいと思います。

以上です。

8番（永田勝美君）

時間になりましたので、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（川副剛君）

以上で、8番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（11時00分 休憩）

（11時10分 再開）

— 日程第2 一般質問（黒田龍之介議員） —

議長（川副剛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、黒田龍之介議員の発言を許可します。

3番。

3番（黒田龍之介君）

議席番号3番の黒田龍之介です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

早速ですが、民間不動産事業大手、大東建託の賃貸未来研究所が毎年発表している、「街の住みこちランキング」におきまして、佐々町は2年連続で長崎県内第1位の栄冠に輝きました。これもひとえに、多くの先輩や地域住民の皆様が、故郷を愛し、将来に住みよい環境を受け継いでいこうと決意して努力してこられた蓄積によるものだと改めて敬意を表したいと思います。

実は私自身、2年連続は難しいのではないかと心配をしておりました。その理由は、ことし3月に明らかになりました、本町の官製談合事件による深刻なイメージダウンがあったからです。行政のトップである町長の逮捕というショッキングな報道が連日繰り返され、重苦しい雰囲気の中、6月に町長選挙と町議会議員選挙が行われました。当然のことながら、全ての候補者が信頼の回復をスローガンに掲げ、町民の審判を仰いだのですが、濱野町長の当時の選挙公約に、町民主体で対話による公正で透明性ある行政運営という項目があります。

そこで、まず、行政の透明性の確保についてお尋ねいたします。町民主体の対話を重ねてい

くことは、政治家の活動の原点でもあり、民主主義の基本とも言えます。しかし、様々なお立場の皆様が一堂に集まり、限られた時間で対話をすることは極めて難しく、そのために、憲法をはじめ地方自治法などでは、代議制民主主義の原則に基づいて議会議員を選出し、町民の声や思いについて議会審議などを通して行政に反映していくこととしております。

一方で、行政懇談会や町民集会など、身近な会合を開催して、直接御意見を把握していく行政事例も見受けられております。例えば、県内の事例を調べてみると、川棚町では「町長と話そう会」というタイトルで、地域の団体やグループで、参加人員が5名から10名程度の会合を庁舎内で実施されております。また、時津町では「まちづくり懇談会」というタイトルで、施策方針について、公民館で双方向の意見交換の場を提供しておられます。

こうした町民に開かれた対話の場をつくる取組こそが、行政への信頼確保につながり、また、行政だけでは思いつかない現場からの斬新なアイデアや発想、そして具体的な施策展開や現場検証も可能になると確信しております。このような、ほかの自治体の取組について、町長の感想や思いをお聞かせください。お願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（瀬野 真 君）

住みこちランキング3年連続に挑戦したいと思っています。今までの評価といいますか、それは前の議員の皆様、それから執行部の努力の賜物かなというふうに思っておりますので、私の評価は来年以降というふうになるかと思いますので、頑張ってまいりたいと思います。

今、3番議員がおっしゃったとおり、住民の声をお聞きするというのは非常に大切だというふうに思っておりますし、町政に反映させていくことは大変重要なことであると考えております。

御質問の町政懇談会等の開催について、個人的には実施をしたいと思いますが、ハードルが高くございまして、まず、御要望を聞きに地域を回る会になつてはならない。テーマを決めないと、まとまりのない会になつてしまふ。私自身、今は忙しくて日程調整が難しいなどの課題がありますので、今後検討をさせていただきたいと思っております。来年度にはぜひともやってみたいというふうに思つてゐるところです。

現在のところ、町民の皆様のお声は、町内会長様をはじめ、民生委員様や各種団体を通じて、地域の困りごとや要望をお聞きしております。また、まちづくり提案箱を役場庁舎及び町ホームページに設置し、個人様からの御意見をいただいているところです。御意見や御要望に対しましては、内容を確認し、全ての住民にとって公平・公正という視点を持って検討し、対応させていただいております。今後とも町民の皆様と一緒にになって、地域や町の課題解決に取り組み、よりよいまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

今、町長から御答弁いただきました内容としましては、個人的には前向きなお考えをしていただいているということでありました。現状では、町内会長などから御意見を集めて、町政に反映していくような方針かと思っております。また、その町政懇談会の実施の懸念材料としては、やはり御要望聞きになつてはいけないというところでしたけども、町長がおっしゃるとお

り、テーマを決めて、また、佐々町のために前向きな政策を言っていただけるようなテーマで行政懇談会を進めていただければと思っております。町民の皆様が佐々町のことを思い、自分の声を直接届けることができる場として、行政懇談会の必要性は十分にあると思っております。私自身も、SNSや、直接足を運んで、町民の皆様のお声を聞いて、町政に反映したいと思っているところでございます。

そして、先ほどの答弁で、その実施時期を来年度にできればという話でございましたけれども、佐々町の第7次総合計画は、令和3年度から令和12年度までの10か年で計画をされているかと思っております。その中で、来年度の令和8年度からは、後期基本計画がスタートいたしますので、総合計画の意義の中に、探したときには、町民と行政の共通目標の設定があり、町民が目指す理想の佐々町の姿を明確化し、行政と町民が共有して歩むための道しるべを確立する必要があると私は思っております。そのために、できるだけ私は町政懇談会を早く開催していただきたいと思っておりますし、来年度の予算に町民の声を組み込んでいただければと強く思っているのですが、開催時期については早めるような考え方はどうにかできないか、改めて町長の現時点での御意見をお聞かせいただければと思います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（瀬野 亘 君）

今、早めてほしいような御意見でございましたけども、私が6月16日から携わりまして、非常に忙しい状況だし、佐々町の財政状況等を考えてまいりますと、先ほども議員さんから御質問があったとおり、どの事業を優先させるかということで非常に悩ましいところがございます。

今の住民の方の御意見なんすけれども、個人的な意見がありましたので、御紹介をさせていただきたいと思います。まず、被爆県として、8月6日にサイレンを鳴らして黙祷をしたらどうかという御意見をホームページのほうからいただいたところです。それから、トイレの表示が分かりにくいし、アルコール消毒液が置いていないと。これは直接言われた部分でございます。新庁舎の裏玄関から入ると、各課の配置が分かりづらいので、案内係を配置してほしいという要望でございまして、現在、お2人の方を案内係として雇っておるところです。それから、公園の草が伸びて歩きにくいので草刈りをお願いしたいと。これは皿山公園をおっしゃつたんですけども、それについても今対応を進めているところです。それから、旧庁舎から新庁舎へ行く通路をつくってほしいということで、議会議員さんからもありましたけども、一般の方からも御要望があったところです。それから、国道からの駐車場へ出入りするのが非常に難しい。ガードレールを1本外してほしいというような要望が上がっております。これは庁内で検討して実施するようにいたしております。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

3番。

3番（黒田 龍之介 君）

今、町長から、ホームページからの意見をしっかりと声を聞いていただいて、実際に幾つか、多くの御意見を耳にしたところでございましたけれども、今のような姿勢で、町民の皆様の声をホームページを含め、いろんな形でお聞きして、町政に反映していただきたいと思っております。ありがとうございます。

私が最初にこの議題に出させていただいた、行政の透明性の確保についてなんすけども、

町政における最も大切なことは、町民との信頼関係が一番必要だと思っております。町民の皆様が安心して暮らし、未来に希望を託せる町政を築いていくには、行政の透明性が大前提だと思っております。その透明性を確保するために、私は町政懇談会の開催が必要だと強く訴えたいと思っております。やはり今は忙しい時期かと思います。今のような形で、町民の皆様の声を聞いて、先ほどの第7次計画の後期の計画のほうに反映していただければと思ひますし、令和8年度での町政懇談会の開催をしていただければと思っております。

私も議会広報委員長をしながら、議会だよりの作成をさせてもらっておりますが、議会だよりや町報の発行だけでは町民の皆様に情報が十分に伝わっているか、私のところも伝わるようになつかりと作成しているつもりでも、やはり文字では伝えるのが難しいところもあるかと思っております。文字だけでは行政の思いや背景、そして町民の声を直接ぶつけ合う熱量のようなところまで伝わるのは難しいと思っておりまして、双方向のやり取りこそが信頼を生み、町政を町民のものとして実感できる唯一の方法だと思っております。町政懇談会は単なる説明会ではございませんし、要望聞きになつてはいけないとも思っております。町民の皆様が抱える日常の不安、要望、夢や希望を、町長や執行部が耳を直接傾けて受け止める場でございます。そこから行政の優先課題が見え、町民と行政が同じ方向を向いて歩むための道筋が見えてくると思っております。その積み重ねこそが、町政の透明性を確保し、町政は誰のものなのかという原点を示すことができると思っております。

町政懇談会は、決して行政にとっての負担ではなく、むしろ町の未来を形づくる最適な戦略だと私は考えております。町民にとっての政治の見える化、そして町政に対する信頼の再構築、この実現のために佐々町は町政懇談会を必ず実施すべきだと思っておりますので、今後とも前向きな検討をよろしくお願ひします。

それでは、次の2つ目の項目、公共経済における建設業の位置づけについて、お話をさせていただきたいと思っております。

私たちの生活を取り巻く経済環境には大きく3つあると言われます。1つは市場経済です。これは民間事業者がそれぞれの利益追求の原則に基づき、消費財やサービスを消費者に提供し、その対価を得ることによって経済全体を循環させ、社会全体を活性化することで豊かな生活水準を導いていく流れです。

2つ目の公共経済は、憲法に定められた国民の義務として位置づけられる、納税によって集められた税金を、公共の福祉の実現のために配分して、生活の支えや公共資本が築かれていくというお金の流れであり、その最終現場が基礎自治体の地方財政となります。

そして3つ目は寄附経済でございます。これは寄附に対し、対価や見返りを求める経済行為であり、お葬式や結婚の慶弔費、お年玉、お中元などの交際費、また、文化やスポーツ振興などに寄附されるメセナ活動など、幅広い分野でお金が回っており、ふるさと納税もこの範ちゅうに入ると思っております。

そこで、公共事業の発注者である行政機関と、受注者である建設事業者の関係は、公共インフラを整備することのみならず、その信頼関係において、多岐にわたる相互補完関係にあると思います。例えば、地域雇用の安定確保、災害によって道路など公共空間が遮断された場合の防災協定に基づく障害物の除去作業の対応、各種イベントなどにおけるボランティア人材の確保と提供などが上げられます。

このような建設業事業者との関係を町長はどのように捉えておられますでしょうか。通告書には、佐々町行政における建設業界の位置づけ、その下に公共団体と建設業協会の関係についてと、2つ似たような質問を私がしておりますので、まとめて御回答いただければと思います。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

行政運営において、建設業界はインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として大きな役割を担われております。昨今の大雨、台風等の災害の際には、大規模災害発生時における支援活動に関する協定により、迅速な対応をしていただいて大変感謝をしているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

いずれにしても、地元に建設事業者が、それぞれの地域の中で、深く長い関わりを維持しつつ存在してくれることは、いざというときに大いに支え合うことができる相互補完の関係であると私は確信しております。

そうした中に、このたび公共事業発注において、最低制限価格を従来の92%から87%に下げられましたが、この理由は何でしょうか。また、県内の半数以上の自治体では、県に倣つて92%前後に設定をされておりますが、なぜ佐々町だけこのような引下げがあったのかお尋ねいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

入札制度については、私の選挙公約で改革するということを明言いたしておりまして、私が町議会議員の時代に、約2年間分の入札結果報告を分析し、土木・建築工事以外では入札の失格者が多いので、最低制限価格を下げるにより、今より安く発注することができ、町税の有効利用ができるのではないかと発言いたしておりました。

しかし、下げるどころか、逆に令和6年3月の議会で、最低制限価格であった90%を2%引き上げて92%にすると報告がございました。その後、ことし3月上旬に官製談合事件が明るみになったわけですが、私はもっと早く入札制度の見直しを進めるべきだと思っております。

そこで、私の選挙公約でした入札制度の改革について、特に町外の方々の関心は高く、また、メディアからも注目をされていましたので、7月定例会の所信表明で入札制度の改革を第1に申し上げたところでございます。

その中で、大きな変更点は、最低制限価格を5%下げて、92%から87%にしたことですが、その理由についての御質問ですが、まず強制するものではありませんので、失格者を減らす目的で、応札の幅が広がったと考えていただければと思います。本町では、ほとんどの入札が指名競争入札で実施しております。粗雑工事等を防止するための最低制限ですから、一般競争入札と違って信頼がおける業者の選定を行っています。それでも土木・建築工事以外では、過去の実績から、最低制限価格以下で失格者が多いということは、是が非でも工事や業務委託を受注したいとの思いから応札されていると思います。失格者を減らし、また、公正な入札がされることで競争が生まれ、執行としては安く発注できることになり、その差額分をほかの事業に回すことができます。

実際、7月定例会において、両小学校の体育館雨漏り補修工事設計業務委託を予定外に発注することになりましたので、その費用に充てることができました。入札制度を変更した当初は、以前よりも低い価格で落札していただけるか不安もありましたが、大部分で効果があつております。

以上でございます。

議長（川副剛君）

3番。

3番（黒田龍之介君）

この最低制限価格を下げるこことによってのメリットといいますか、まず、失格者が減らせた内容や、やはり財源が少なくなることを予防できるような形があるのかと思っております。

私がこの質問の冒頭に、なぜ市場経済と公共経済の違いを述べたのか申し上げますが、市場経済は、個人や民間が商取引の上で信頼を築くためのルールですが、その際、消費財の購入者である個人は、商品価格を自ら査定できません。ですから、購入したい複数の商品を比較して、その中から得られるサービスと価格の中で一番安いもの、あるいは、値段よりも質を優先して、こうしたリーズナブルなものを選別し、取引が成立すると思っております。

一方、公共経済では、発注者側である役場において、予算査定できる人材、技術吏員を有します。この道路は幾らぐらいで建設できるとか、この公共施設は幾らぐらいの予算を確保して建設・建築しなければならないとかを数値化する能力です。これに基づいて予算編成を行い、その価格帯の中で請け負う事業者を選ぶという手段です。

つまり、予算の価格帯の中で受注してもらえばそれでいいわけであって、発注者側が公共事業者を抑制したいがために価格を値切ったりする必要はないと思うのです。最終的に、発注者側と受注者側が、それぞれの予算査定と技術力を照らし合わせて、よりよい公共資本をつくり上げるという行為そのものが公共経済であって、安く仕上がったから儲かったという考えは、市場経済の枠組みに入るのではないでしょうか。ですから、同じ建築事業でも、民間住宅やビルよりも公共施設のほうが割高なのは、そういう理念や哲学があるからでありますし、定められた価格帯で競争の原理が発揮できれば、公正取引上、合法なのであって、最低制限価格をいたずらに下げていくというのは、地元事業者の育成・発展を損なうことにならないか、懸念の声があると思っております。

他方、公共経済にも民間の感覚が必要という声もあることは存じております。しかし、これを追求していくと、まさに効率性・合理性のみが優先され、究極の姿としては、町外の大手企業だけが生き残ってしまうという結果を導きかねないという流れです。

例えば、町民お一人お一人の健康な生活に必要なのは、かかりつけ医の存在と双方の信頼関係だと思います。これと同様に、町そのもの、つまり公共空間の保全や災害からの復旧には、地元の建設事業者が、まさにかかりつけ医の役割を担うのではないかと私は思っております。

前回の一般質問で、防災についていろいろな提案をさせていただきましたが、実際に防災対策を実践する実動部隊は役場の職員の皆様ではなく、現場で具体的に重機などを操作できるオペレーターの存在なのです。

帝国データバンク長崎支店のレポートによれば、令和4年から6年までの3年間で、県内企業の休廃業・解散件数のうち最も多のが建設業とされております。この背景には、建設業そのもののイメージから来る新規採用応募者の減少や、労働環境の変化からもたらされる人手不足、資機材や人件費などの高騰があると指摘されています。

こうした流れを食い止めるのは、市場経済の原理ではなく、公共経済を支える自治体の考え方や姿勢ではないでしょうか。最低制限価格を下げて得られた利益を追求するあまり、町外大

手の建設事業者ばかりが受注しやすくなり、せっかく公共経済として費やしたお金は町外に流出し、結果的に、災害など、いざというときに支えてもらいたい地元のマンパワーも身近にいなくなるという状況は、果たして健全な公共経営と言えるのでしょうか。

ここで改めて町長にお尋ねいたします。公共経済とは、あくまで目先の損得勘定ではなく、地元に根差したまちづくりのパートナーである建設事業者の存在と持続可能性を考慮し、税金を町内で還流させるというのが重要であると確認した上で、最低制限価格を今後見直すお考えはありますでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

7月の定例会で所信表明の時に申し上げましたとおり、今やっている制度につきましては、暫定的なものだということを申し上げましたので、年が明けて、今までの入札結果の状況の検証を行い、3月までに次年度についてどうするかという形を考えているという説明をさせていただいたと思いますので、永久にこの方式をやるのでないということです。

議員がおっしゃるとおり、そういうところもございますけども、公共工事においては、週休2日制のこと、残業をなくすこと、そういうことを配慮しながら設計を組んであります。

大手の事業者ばかりが残るというようなお話をしたけども、工事の内容によって業者指名はいたしますので、大手ばかりを指名しているわけじゃなくて、そこは競争を確保するために、今、指名競争入札、信頼がおける業者さん、この一般競争入札で行われるものについては、92%から100%のあいだで応札されてもいいでしょうけども、それを下げるることは、先ほど申し上げましたように、入札結果報告を見る限り、失格者が多いということです。失格者の方は取りたい、事業をしたいということで応札をされるので、それをなくせば、双方、地方自治体も助かりますし、応札された業者さんも受注できるということになりますのでということを考えているわけで、高額で受注されたほうが、それは利益は当然ながら大きくなりますけれども、そういうことではなく、安くいいものをつくっていただくために、今、指名業者制度というのをしておりますので、その辺の御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

この最低制限価格については、今年度の暫定的なものであるということで、年明けにこの結果を反映して、鑑みて、今後の令和8年度からの最低制限価格についても御検討いただければと思っております。

今回の最低制限価格を5%下げたことで、やはり確かに失格者が減らせた効果だったり、町の財政の確保も効果が出てきているのは私も把握はしております。私の今回の質問だけで、町長が掲げられている理念が一朝一夕に変えることができるとは思っておりません。しかしながら、長い目で見て、町民にとって本当に住み心地のよい町とは、そこに住む住民がそれぞれの立場で尊重し合い、支え合う相互理解が行き届いている町ではないでしょうか。

町長におかれましては、今後、具体的に展開していただけるであろう町政懇談会の一つとして、建設業界の本音を聞き出すような機会をつくっていただきますことを提案して、次の質問に移りたいと思います。

それでは、3つ目の給食費の無償化についてです。

政府は、令和7年6月13日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025において、給食費無償化について、これまで重ねてきた各班の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するとしておりますが、政府の概算要求がまとまりつつある現時点において、教育委員会として何か情報は得ているでしょうか。御答弁をお願いします。

議長（川副剛君）

教育次長。

教育次長（井手守道君）

教育委員会のほうで把握している内容ということでございますが、給食費の無償化における国及び政府の動向ということで、今、議員のほうがおっしゃられた、本年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針において成案を得て、令和8年度の予算編成過程において成案を得て実現するというところまでは、確かに私どもも確認をしているところでございます。今後、文部科学省等の要求等の動向について、しっかり見ていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

議長（川副剛君）

3番。

3番（黒田龍之介君）

私もこの一般質問を準備する中で、いろいろと時間をかけて給食費無償化について調べてみました。国の動向等もホームページ等に載っているか確認しながら、実際にこの一般質問を作成してきたわけですけども、本当に令和8年度から給食費の無償化がスタートするのか、疑問に思うぐらい国からの法制の提案がなされていないかなと思っております。給食費が無償化になるということは、保護者にとっても経済的負担が軽減されることになり、大変喜ばしいことは思っておりますが、ただ、そこでも懸念される事項が、今、指摘されているところかと思っております。この指摘事項について、順次、お尋ねをしていきたいと思います。

2つ目の財政負担は基礎自治体に生じないか、なんすけども、全国市長会では、国の責任と財源による完全無償化実現に向け、必要な措置を講じることとしていますが、本当に国が全額国費で対応するのでしょうか。場合によっては、県や自治体にも負担が強いられることになり、保護者が負担している現状の制度よりも、かえって自治体の財源負担が増えることにならないでしょうか。御答弁をお願いします。

議長（川副剛君）

町長。

町長（濱野亘君）

議員が指摘されるとおり、町の負担はないとは言えないと思います。例えば、給食費が国の示す月額5,000円だとしたときに、佐々町では5,500円になった。そのオーバーした分については町の負担があり得るというような想定で、今、考えているところでございます。

国の給食費の無償化が実現した場合、費用負担については、おっしゃるとおり、国からまだ示されておりません。3党合意だけという形なので、非常に困っているところですけども、で

されば国のはうが全額負担していただきたいというのはどこの自治体も同じだというふうに思っておりますので、それを見ていくしかないのかなという、今の状況では考えております。

先ほど8番議員がおっしゃった分で、小学校の6年生については、何とか個人的には実現、また、ことしやっておりますので、延長をしたいというふうに思っているところでございます。
以上です。

議長（川副剛君）

3番。

3番（黒田龍之介君）

今、町長が御答弁いただきましたとおり、私自身も、やはり町での財源負担が発生してくるのではないかと思っております。やはり懸念する点におきましては、国の責任で給食費を無償化するとしながらも、蓋を開けてみれば、県や自治体にとって従前よりも重い負担が強いられる制度設計になってしまわないかというところでございます。

ここで別の事業を事例に挙げさせていただければと思っております。例えば、学校教員の働き方改革を進める上で、業務を負担軽減するために支援員を採用する、学校業務支援員制度が導入されておりますが、文部科学省の制度設計では、その費用は国が3分の1、県が3分の2の負担ということになっております。ところが、実際には県が要綱を別に定め、地元自治体が負担する仕組みに変えられているのです。結果的に、佐々町もこの制度を採用するに当たって財源負担している現実があり、また一方で、負担できない自治体では、同制度を導入できないという自治体間格差が生じております。このような制度の不備や矛盾が、給食費無償化という美名の下で起こってはいけないと思うからこそ、国の判断待ちではなく、県町村会や全国町村会を通して意見を取りまとめるとか、また、県選出国會議員との意見交換の場を設置するとかしなければならないのではないかと思っていますが、この点において教育長の見解を求めることがあります。

議長（川副剛君）

教育長。

教育長（富野毅君）

給食費の無償化につきましては、文部科学省のほうの概算要求の中でも自公要求ということで、今回、要求額は出ていなかったものの、今後、制度設計をしていきながら要求していくと。今後、そういう明確になってくる部分が出てくるかと思っております。

議員おっしゃるとおり、スクールサポートスタッフとよく言われる、学校業務の補助的な立場の部分については、自治体負担というところが実際に現実的になっているというところでございますが、給食費の無償化ということの問題は、もともと議論されたものについて、先ほど永田議員の御意見にあったとおり、義務教育の無償化ということの大前提がございますので、その部分について大きな柱があるのかなというふうに思っております。ただし、財源について、自治体の負担ということも少なからずある場合には、十分、教育委員会といたしましても、町長をはじめ、様々な機関に働きかけを行っていただくようにお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（川副剛君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

やはり国の方針が全く見えない状況にある中で、町民の皆様は、この給食費無償化を実施されることを心から待ち望んでいるかと思います。ですので、やはり佐々町のほうから積極的に情報収集をするような動きを見せていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、その下の3番目、給食の質の低下についてお話ししたいと思います。

国が本当に全額財政負担をすることは、自治体や保護者にとってありがたいことではあります、もしそうなった場合、結果的に安い食材を確保しなければならなくなり、輸入食材の導入など、児童生徒の食の栄養バランスの確保や地産地消など、食育の観点がおろそかになるのではないかと懸念がありますが、その点についてどうお考えでしょうか。お願いします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

御指摘のとおり、給食費予算の範囲内で、給食の質については、いかようにも調整することは可能かと思っております。ただし、私自身は給食の質というものについて、給食そのものが学校教育の中での教材の一つというふうに考えたときに、その質の低下というのにはあり得ないことかなというふうに思っているところです。

学校給食法では、第1条で、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものである。また、第2条では、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることと明記をされているところです。

また、文部科学省が定めます、学校給食摂取基準というものがございまして、その中では、エネルギー等の摂取基準や栄養素ごとの基準値というのが明記されているところです。

したがいまして、議員御指摘のとおり、給食の質の低下がないように、現在も学校栄養教諭等を含めた給食献立委員会の中で十分検討して、子どもたちの発達によりよい給食を提供しているところでございますので、今後も教育委員会と栄養教諭等との連携を密に図りながら、質の低下がないように見据えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

教育長のほうからは、やはり給食の質の低下は絶対に起こってはいけないと御答弁をいただきましたし、私としても質は絶対に落としてはいけないと強く願っております。保護者の目線からしましても、給食の質を落としてまで無償化を望んではいないはずです。給食は、子どもの成長と健康に直結するものです。ぜひ今後とも地産地消を大切にし、地域農産物の活用や栄養バランスの確保に努めていただきたいと思います。

過去の報道で、福岡市の学校現場において、給食のおかずが唐揚げ1つだったことがSNSで拡散され、苦情が役場の窓口に殺到したというニュースを見ました。そのことを受けて、福岡市の高島市長は、この事態を強く認識され、栄養面では問題ないということを理解されながらも、子どもや保護者にとって満足のいく給食提供体制を構築するために、栄養士や料理研究家、地元農家の代表と意見交換をする機会をつくったという報道を知りました。まさに自治体のトップとしてすばらしい対応だったと思いますし、こういう万が一のSNSを使った被害が

出たときには、やはり意見をしっかりと聞く体制を臨時的に取っていただいて、方向性を変えていくようなすばらしい対応だったと思いますので、今後とも柔軟な方向で進めていただきたいと思って、次の質問に移らせていただきます。

次が4つ目、最後の質問になります。食物アレルギーなど個別対応についてでございます。

最近は食物アレルギーを持つ子どもが増えつつあります。現時点において、こうした個別対応はどのようにになっているのか。子を持つ親として心配な点が多々あります。

諫早市多良見町に所在します、公益法人 長崎県学校給食会は、県、市町村の教育委員会と連携・協働して現場の課題解決に当たるとして、4つの責務が定められております。

1つ目が、給食用物資の安定供給と安全確保。2つ目が、食育支援、教材や研修の提供。3つ目が、学校給食に関する情報共有や会議への参加。4つ目が、給食施設整備や緊急時の対応・支援の4つでございます。

こうした枠組みの中で、食物アレルギーなどの個別対応について、例えば、保護者からの申請がありそうな内容としては、子どもがアレルギー持ちの御家庭で、給食費の無償化の制度をどの程度まで受けられるか。また、その申告などによって、アレルギーを持っているということが原因で、いじめのような被害が出ることもあるのではないか。そして、もう一つは、学校現場で急に特定の児童生徒がアレルギー反応を発症した場合の対応。こうした緊急事態を含めて、医療費の請求など、裁判沙汰になりかねない事態のときに、どのような段階を経て解決に導かれるのか、教えていただきたいと思います。

議長（川副 剛君）

教育長。

教育長（富野 毅君）

食物アレルギーの対応につきましては、文部科学省の指針及び佐々町食物アレルギー対応マニュアルに基づき実施をしております。

対応状況につきましては、まず、医師の診断に基づいた学校生活管理指導表の提出を必須としております。保護者と十分に面談をした後、その指導表に基づいて対応をしているところです。

本町におきましては、自校給食、いわゆる各学校の給食室で給食を作っております。給食調理場というものが手狭であるために、管理上、調理を伴うおかずなどは、アレルギー原因物質を取り除いた除去食というものを提供いたしまして、デザート等の調理を伴わないものにつきましては、代替食を提供しているというところでございます。

また、アレルギーのお子様が実際に無償化になった場合に不公平が生じるのではないかということに鑑みまして、小学校6年生から中学校3年生まで本年度給食費無償化を実施するため、7月議会で補正予算を可決していただきまして、給食費相当額の助成事業補助金を創設したというところでございます。

また、食物アレルギーが出た場合につきましては、先ほど申し上げましたアレルギー対応マニュアルに基づきまして緊急体制を整えているところです。アナフィラキシー発症時のエピペンを処方される子どもたちのアレルギー所持者については、教職員全員で共通理解を図り、緊急時に適切な対応ができるよう研修を重ねているところでございます。

以上です。

議長（川副 剛君）

間もなく12時になりますが、3番議員の質問が終わるまで続けます。

3番議員、続けてどうぞ。

3 番（黒田 龍之介 君）

そのアレルギーを持ったお子様への対応として、安全食に置き換える代替食の対応を実際に現在はされているというところで御回答もいただきましたし、実際にアレルギーの反応が出た子についても、マニュアルをしっかりと活用していただいての対応ということで、今後もアレルギーというのはやはり1人特定の子が目立つような形になってしまう、いわゆる考え方ですけども、隠したいような人もいながら、やっぱり食事で分かるようなところになってきます。なので、そこはこちら側、いわゆる佐々町側がしっかりとそこへの配慮と、あとはやはり万が一起こったときのしっかりと対応を準備しながらしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

いずれにしても、その食物アレルギーの対応などは、現場の教職員や調理員に負担が集中することになりかねないかをやはり心配しているところもあります。

給食費の無償化になった場合、そのアレルギーを持っているお子様が、今後、弁当持参になるのか。また、今までどおり安全食材に置き換える代替食でいくのか。アレルゲンを取り除く除去食の対応ができるのか。これは学校で今現在作っている給食ですけども、ここアレルギー室みたいのをつくっていただいて、対応が可変していくようなことができればと思っております。

この様々な課題がある中で、国は実際にどこまで無償化をしっかりと検討しているのか。また、私があげた項目をしっかりと理解しながら政策をつくってくれているのかを心配しているところでありますので、国や県としっかりと話し合いを進めて負担の分配を行っていただきたいと思います。

無償化の議論にとどまらず、安心して給食を食べられる環境づくり、現場負担の軽減についても併せて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私は、今回、国が進める給食費無償化について、単に負担が減ってありがたいという視点ではなく、その裏にすむ大きな課題について強く訴えさせていただきました。

確かに、給食費が無償化されることは、多くの家庭にとって家計負担の軽減となります。しかし、その一方で、地方自治体が新たな財政負担を背負わされることになり、子どもが増え続ける佐々町の持続的な財政運営を圧迫しかねません。

かえって財源を気にするあまり、給食に使われる食材が安価なものに置き換えられ、子どもたちの口に入る物の質が下がってしまうことも危惧しております。給食は単なる食事ではなく食育であり、子どもたちの健康と未来を育む大切な教育の一部だと考えております。質を犠牲にしては本末転倒です。

私が強調したいことは、給食の質の低下の可能性があつてはならないということでございますが、質の低下について、財源の課題があるから仕方ないと諦めることは絶対なく、どうやって佐々町として工夫を凝らし、子どもたちによりよい食の環境を提供し続けるかという姿勢が大切だと思います。

例えば、地元農産物の活用による地産地消や、地域の農家との連携、農業体験施設の活用など、財政負担の課題をチャンスに変える発想が求められると思います。

この給食費無償化の流れを佐々町の未来を変える大きな転機として捉えたいと思っております。子どもたちの成長を守るために町民と行政、学校現場が一体となり、佐々町ならではの給食の形を築いていく、その姿勢を町が示してこそ、町民の皆様に安心と希望を届けられるはずです。そうした姿勢こそが長崎県内、住み心地のよい町ナンバーワンの本来の姿ではないかと思っております。

最後になりますが、給食費の無償化はただの制度の変化と捉えてはいけないと考えております。町の未来を形づくっていく上で、子どもたちの健やかな成長を支える大きな社会的挑戦です。私も、今後もこのテーマを町民の皆様と考え続け、行政と力を合わせながら前に進めてま

いりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（川副剛君）

以上で、3番、黒田龍之介議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（12時03分 休憩）

（13時10分 再開）

— 日程第2 一般質問（山之内英樹議員） —

議長（川副剛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、山之内英樹議員の発言を許可します。

6番。

6番（山之内英樹君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を一問一答方式で行わせていただきます。

このように一般質問の機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。町長をはじめ執行部の皆様、本日はどうぞよろしくお願ひします。

今回の質問にあたり、各公共施設の収支データを迅速に御提供いただきましたこと、御多忙の中、丁寧にまとめていただいたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

同時に、もしこれらのデータが日常的にオープンにされていれば、町民の皆様がいつでも確認できるだけではなく、職員の皆様の作業負担も軽減されたのではないかと感じました。こうした情報公開の進め方そのものが、町政の効率化や住民理解の促進につながるのではないかと考えております。御検討をお願いします。

前回の一般質問では、公共施設の自由化、民営化について質問させていただいたところ、町長の答弁では、今後、その適用範囲を広げることにより経費削減とともに民間の新たな雇用創出につなげるとのことでした。今回は、それをさらに深掘りさせていただきたいと思います。

今回の一般質問にあたりましては、いただいた公共施設の収支データをまとめたものを事前に町長にも御提示しております。その中で、御提供いただいた令和5年度の収支データを見ると、維持管理費が約1億7,500万円に対し、収入は約1,600万円にとどまり、年間で約1億5,800万円の純支出が発生しております。これは、町の財政にとって極めて大きな課題であり、持続可能な運営をどう実現するかが問われております。

町長の答弁の中で財政が厳しいとの回答が多くありますが、こういった状況の中で、町として、この収支データが示す財政的課題をどのように受け止め、今後どのような方向性で改善に取り組まれていくのかお伺いいたします。

よろしくお願ひします。

議長（川副剛君）

町長。

町長（濱野亘君）

議員も御存じだと思いますけども、まず基本的なこととして、公共施設はその目的として、

地方自治法第244条に、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と明記されております。多くの住民が利用できるように整備され、利用料が無料又は低料金に設定されているのが特徴だと思っております。少しは受益者負担の原則に近づいてきていると思います。

しかしながら、令和5年度の収支データで、収支バランスが取れていないことからも分かるように、財政を圧迫している一つの要因であることは理解しております。

まずは限りある財源を有効に活用する中で、これまで以上に全序的な視点を持って、事業の選択と集中による歳出の重点化、歳入に見合った歳出規模への抑制や施設経費の縮減とあわせて、受益者負担の適正化を図りながら財政健全化に努めることとしております。

また、公共施設の老朽化に対する修繕や改修が今後も見込まれますので、適正な維持管理を図るとともに、長期的な視点では、人口減少を見据えた公共施設の在り方についても再度検討していく必要があると考えます。

なお、予算編成方針や課長会でも新たな視点に立った財源の確保について、今後、研究をしていくよう指示しているところです。

以上です。

議長（川副剛君）

6番。

6番（山之内英樹君）

もちろん住民の福祉を目的とした施設であることは重々承知しているのですが、これから先、十分に経営感覚を持って運営していくことが大事なのかなと思っております。

続いて、公共施設の戦略的アプローチと民間活力の導入について質問させていただきます。

私は、限られた財源を効果的に活用するためには、施設を大きく2つに分けて考えるべきだと思います。

1つ目は、収益化を目指す施設、サン・ビレッジさざとでんでんパーク、農業体験施設などが考えられます。

2つ目が、効率化で経費削減を目指す施設、図書館、公民館、体育館、文化会館、地域交流センター、その他の施設については、公共性を維持しつつ、効率化による経費削減を目指すほうが現実的ではないでしょうか。

この収益化と効率化の考え方について、町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

議長（川副剛君）

町長。

町長（濱野亘君）

議員の質問については、公共施設等総合管理計画の施設類型別の方針に記載していますとおり、スポーツ、レクリエーション、観光施設を収益化を目指す施設。文化施設、社会教育施設を効率化で経費削減を目指す施設に類型化しております。

過去にも検討をしたようにお聞きしておりますが、指定管理者制度については見送った経緯がありますが、再度検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（川副剛君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

これまでも検討されていると、これからも前向きな検討をされていくということで、今後、大きな前進を期待しております。

続けて申し上げます。これらの方針、特に効率化と経費削減を実現するためには、やはり民間の力をどう取り入れるかが大きなポイントになります。

例えば図書館ですが、令和3年度から令和5年度までのデータを見ると、利用者数は7,500人から8,000人に増加している一方で、貸出し冊数は1万4,400冊から1万2,000冊へと減少傾向にあります。

つまり、これまでの通過型から、学習や調べ物といった滞在型へと役割が変わってきており、公共的な滞在空間としての価値を高めることがサービスの最大化につながるのではないかと考えております。

また、公民館に関しては、テレワークの普及を踏まえ、コワーキングスペースとして活用することで、働きながら暮らせる町としての魅力を高めることに貢献できます。

ここで、佐々町と同規模の自治体の成功事例を紹介したいと思います。

例えば、北海道の士幌町、約6,000人の町なんですけど、「道の駅ピア21しほろ」というところが、目的は交流で道の駅です。高品質な特製品のブランド戦略と安定集客をもって黒字化をしていると。

もう1つは、埼玉県小鹿野町「おがの化石館」です。約1万1,000人の町で、博物館です。地域資源に特化した体験型プログラムと専門的集客で黒字化されております。

もう1つが、新潟県見附市「見附市市民交流センター」、これは複合施設で約4万人の市なんですけど、公民館です。指定管理者制度の徹底とカフェの併設による多角的収益を確保されております。

これらの事例から、施設の規模にかかわらず、地域資源を生かした独自性と民間的な経営ノウハウの導入で、黒字化とサービス向上の大きな鍵になっていることが分かります。

こうした自治体の成功事例を参考に、佐々町図書館、公民館、文化会館を複合した上で、その一体的な管理運営に民間活力を導入する考えはあられますか。これにより、各施設のコスト削減と相乗効果によるサービス向上が期待できます。

ここで、佐々町としての今後の民間活力導入の可能性と、その検討状況についてお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 真 君）

議員がおっしゃるとおり、民間の知恵をお借りするというのは非常に大事なことかなと思っておりますけども、公民館はもう既に年数が相当来ておりまして、途中で耐震化の工事を行ったんですけども、将来的には建替えになるかと思いますので、そのときに考えさせていただきたいなというふうに思いますけども、まず公民館は、社会教育法の規定に基づいて、今の段階では、営利を目的とする又は政治活動については規制がされておりますので、その辺も施設の名称とかをどうするのかという検討が入ってくるかというふうに考えておりますので、今の段階では個別個別の施設になっておりますので、複合施設になると、議員がおっしゃるとおり民間活力という形で入れていけるのかなというふうに考えているところです。

議 長（川副 剛 君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

先ほど申し上げましたように、人口規模が佐々町と同程度の自治体でも、指定管理者制度によるコスト削減とサービス向上の両立に成功している事例が多数存在します。将来、公民館の建替えということで考えていらっしゃるということですが、今現段階でも常にお金が流出しているといいますか、経費がどんどん飛んでいっているということも踏まえながらやっていただきたいと思います。

次に移ります。続いて、サン・ビレッジさざを中心とした地域経済の好循環について。

今回いただいたデータを基に私なりに分析したところ、サン・ビレッジさざはスポーツや宿泊、体験学習を組み合わせた活用ができる非常にポテンシャルの高い施設だと感じております。

令和5年度の収支では約1,000万円の赤字にはなっていますが、一方で、約800万円の売上げがあり、これは施設が既に利用価値を持ち、工夫次第で更に収益性を高めることを示しております。

特に、グラウンドの人工芝化については、前回、黒田議員からも提案がありました。私自身も大変重要で前向きな案だと思います。人工芝化が実現すれば、大会や合宿を通じて町内外から多くの方を呼び込み、利用率の向上だけでなく、地域経済の活性化にもつながると考えます。

私なりの試算では、人工芝化により大会や合宿の受入れ件数が年間を通じて増加し、それに伴い延べ数千人規模の来訪者が見込まれます。これにより、施設利用料の增收だけではなく、宿泊、飲食、買物といった町内の経済にも波及効果が及びます。

つまり、人工芝化は単なるグラウンド整備ではなく、交流人口の増加と経済活性につながる投資だと考えます。

一方で、昨日、町長が西九州させぼ広域都市圏協議会で、相浦競技場を人工芝にとの発言をされました。もちろん広域的な視点も重要ですが、佐々町のサン・ビレッジこそが人工芝化によって地域の活性化を直結して実現できる場所であり、この機会をほかの地域に譲るのはもったいないと感じております。町としても将来の投資として、しっかりと位置づけるべきではないでしょうか。

グラウンドの人工芝化がもたらす集客効果の試算と、それに対する町の評価について伺います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（瀬野 亘 君）

私も議員時代にグラウンドの人工芝化を提案したものでございますけども、調べていくうちに、建設費用が物すごく高くあるということと、維持経費が相当かかる。定期的に張り替えをしないといけないということになれば、非常に今の状況で申しますと、もう1つ、3番議員から提案がありました雨天でも使える屋根つき広場についても、今の段階ではできない状況でございます。私の公約に入れておりますけども、できない状況だと、今の段階では難しいというふうに判断をしているところでございます。

経費を投入して施設を整備することは、利用者が伸びるということはもう明らかに分かりますけども、その費用対効果ということを考えますとどうかなということで、まず、サン・ビレッジさざのグラウンドは、多目的利用が可能なグラウンドとして多くの団体などが利用されております。

まず、令和6年度の利用状況としては、野球で9回、人数が74人、ソフトボールが26回で1,457人、サッカーで234回で1万3,902名、その他271回で5,490人ということで、サッカーの利用が非常に多いというのは分かっております。

以上のように、多くの方々に利用いただいている施設ですが、一番利用者がサッカーが多いということになっています。

次に、グラウンドの人工芝化についてですが、人工芝自体は、現在の利用実態に合った多目的に利用できる製品があります。しかし、人工芝を敷設するにあたっては、野球とサッカーは違った方法を取ることになります。

例えば、サッカーは全面を人工芝に敷設することになりますが、野球はマウンドやベース付近を土にする必要があります。

以上のように、人工芝化することによって、現在の多目的な利用方法は難しくなることから、利用できなくなる競技については、ほかに千本グラウンドを利用していただくなどの調整も出てくるかというふうに思います。そのことによって不便になるということも考えられます。

議員御質問の人工芝化がもたらす集客効果についてですが、正式ではありませんが、一般利用頻度の高いサッカー関係者へ尋ねたところ、高総体や中総体、各年齢層での県リーグや県北リーグの会場として招致できる可能性があり、平日の利用についても増えてくるだろうという話でございました。しかし、具体的な集客効果は見込めていませんので、今後、研究が必要と考えているところです。

また、グラウンドを人工芝化にするためには、先ほど申し上げましたとおり高額な初期投資が必要となりますし、定期的な人工芝の交換が必要になってきます。

7月にも3番議員から要望がありまして、今の段階では、本町での建設と維持管理は難しいと判断し、人工芝のサッカー場につきましては、西九州させぼ広域都市圏で検討していただくようお願いしたところでございます。

一方では、ほかに老朽化施設も多くあつたり、照明器をLEDに換えたり、個別施設計画において公共施設全体の見直しを含め、研究していく必要があると考えておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

人工芝の建設費なんですが、私が調べているところ補助金等がかなりあると思いますので、張り替えについても補助金等があると思いますので、その辺の経費を見ながら、もう一度、再検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。農業体験施設との連携による収益改善と地域経済への波及効果について具体的な計画をお伺いします。

ただ今、人工芝化による集客と経済効果の可能性について伺いましたが、サン・ビレッジさざの活性化を更に広げるためには、農業体験施設との連携も重要な要素になると考えます。

この連携によって、スポーツ利用と宿泊、体験を組み合わせた滞在型のプログラムも提供でき、町の特色を生かした新しい魅力づくりにつながるのではないかでしょうか。

農業体験施設には宿泊設備が整っていますが、収支データを見ると固定費や人件費の負担が大きく、恐らく満室稼働であっても黒字化は難しい状況です。だからこそ、今、価格設定の見直しや提供のプログラムの工夫、そして民間の柔軟な経営感覚を取り入れることが不可欠だと考えます。

さらに、町長が現在、農業体験施設にドッグランやオートキャンプ場を整備する計画を進められないと伺っております。こうした新しい事業とスポーツ合宿や体験学習を組み合わせれば、家族連れやペットを連れた利用者など新しい層の来訪につながる可能性があると思います。

農業体験施設との連携による収益改善と地域経済の波及効果について、町としてはどのような計画を描いておられるのか、町長に御見解を伺います。

議長（川副 剛君）

町長。

町長（瀬野 亘君）

農業体験施設については、前回、申し上げたとおり、施設を整備するにあたって、指定管理者制度で障がい者の雇用施設にするのかというのを、今現在、担当課に指示を出しているところでございますので、今後、研究してまいりたいと思います。

農業体験施設の年間日帰り利用者については、町内小学生及び町内保育所や幼稚園児童並びに公民館講座による野菜作りなど、体験農園事業を実施しております。

宿泊利用については、町内外からスポーツ団体等の合宿やキャンプによる利用の傾向にあり、日帰り、宿泊使用が約4,500人の実績がございます。また、今年度であります、高校野球で有名校の合宿等も予定されております。

開設当初はサン・ビレッジさざとの連携での利用がありましたが、移動距離や食事の面で好評とは言えませんでしたので、その問題を解決すると利用者は増えるかというふうに思います。

ただ、先決問題として、先ほど申し上げましたように公共施設の照明のLED化がございますので、まだ具体的な方策は考えていない状況でございます。

最初、サン・ビレッジの横に農業体験施設のようなものが隣にあれば利用が伸びたかなというふうに話をしていたところですけども、距離的に非常に遠いということ、それから、食事の面で非常に不便だというようなことがございましたので、今の段階では農業体験施設とサン・ビレッジの合体的な利用というのはちょっと難しいかというふうに考えておるところでございます。ただ、利用は幾らかはされております。

以上です。

議長（川副 剛君）

6番。

6番（山之内 英樹君）

既に連携を考えていらっしゃるということでお聞きしました。不便だったということでお伺いしましたが、そういう佐々町ならではの農業体験施設の特徴やサン・ビレッジさざの特徴をお互い融合した、弱みを強みに生かすような政策を取っていただけたらと思っております。

私は、これから公共施設の運営は、負担ではなく資産としての可能性をどう引き出すかが問われておると思います。

最後に1点付け加えます。町長は、既に公共工事において最低制限価格を5%引き下げる措置を実行しております。確かに経費削減の一環と受け止められますが、私の意見としては、こうした方法は業者の経営を圧迫する側面も否めないと感じております。

それよりも公共施設の経費そのものを見直し、今回提案したような戦略的な資産活用を図るほうがより合理的であり、また、町民の皆様からも理解を得やすいのではないかと考えております。

本日の一般質問では、公共施設を負担ではなくどう資産として生かしていくのか、その可能性についてお話をさせていただきました。行政と町民が一緒になって知恵を出し合い、未来を描いていくことこそが持続可能なまちづくりにつながると信じております。

執行部の皆様におかれましては、ぜひ、町民の声を受け止めながら共に前に進む姿勢で取り

組んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

答弁しますか。

町長。

町 長（瀬野 瓦 君）

最低制限価格について、今、御質問がありましたのでお話をさせていただきたいと思います。

官製談合という事件が起きましたので、今の措置としてやっているわけです。談合防止、公正な競争入札という基本目標で今やっていますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

町長の意図的なものは十分承知しておりますが、それは私の意見として経営を圧迫しているのだということをお伝えしたかったので、質問しました。ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

傍聴席、私語をやめてください。

以上で、6番、山之内英樹議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（13時36分 休憩）

（13時45分 再開）

— 日程第2 一般質問（棚橋 優汰 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、棚橋優汰議員の発言を許可します。

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

2番、棚橋優汰でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。初めての登壇であり不慣れな点もあろうかと存じますが、町民の代表として質問させていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

季節は秋になり、野菜や米等の収穫シーズンになりました。この頃は天候が不安定で水を抜いても田んぼが乾かないから収穫ができないと言われている声をよく耳にします。

ただ、天候以外にイノシシに田畠を荒らされて、満足した収穫ができなかつと言われる農家さんちらほら聞きます。自分の公約にもありますが、農業を守り、安心して暮らせる町をつくるために、本日はイノシシ対策について取り上げます。

町長にお聞きます。イノシシ等の害獣対策について、イノシシの近年の被害や捕獲数を教

えてもらえば助かります。

以上です。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 瓦 君）

この質問に対しましては、農林水産課のほうで対応をさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

議長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

農作物の被害面積については、3か年の実績ではございますけども、令和4年度が3.1ヘクタール、令和5年度が2.5ヘクタール、令和6年度が2.94ヘクタールでございます。

イノシシの捕獲頭数については、令和4年度が360頭、令和5年度が225頭、令和6年度が347頭でございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

2番。

2番（棚橋 優汰 君）

現段階での全体の農地面積は幾らか教えていただければ助かります。

議長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

農地面積については、町内の農地面積が383ヘクタールでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

2番。

2番（棚橋 優汰 君）

全体で言いますと1%も満たないということだけは分りますが、では数字的に言いますと、大体1アール、大体、長崎県では42キロ取れると、ざっと計算して、大体1ヘクタールが100アールですので300掛ける40としても1,200キログラム、12トンで、米袋で換算すると400袋。400袋を無駄にしていると聞くと被害が大きいと考えています。

次の質問に行きます。次の質問のイノシシの個体数や生息地域の調査等をしたことがあるのか。調べることができるのかを教えていただければ助かります。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

本町では、イノシシの生息地域調査は行ったことはありません。また、県のほうに確認をいたしましたけども、県のほうでも調査したことではないということでした。

この調査については、費用をかけば調査は可能でございますけども、農地作物に執着する個体なのか、山の中だけで生息している個体なのかの判別が難しく、調査したところで農作物被害の減少につながるとは考えにくく、費用対効果が少ないため現時点で実施予定はございません。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

昔、私が子どもの時にお世話になっていた、今でもお世話になっている猟師さんに子どもの時に一緒に回っていたことがよくあるんですけど、その時に、ここによくおるぞと言われて教えてもらったことも多々ありました。

その時に実際にイノシシを目の前で見つけた場面もあります。当時の私は驚くことしかできず何もできなかつたんですけど、やはり猟師さんのイノシシを捕まえる技術や経験のすばらしさを強く感じたことを今も鮮明に覚えています。

次の質問になるんですけど、さっき話した猟師さんを増やすために、資格取得の補助金等とかはないのかということをお聞きします。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

議員御質問の狩猟免許試験の事前講習会を長崎県の猟友会が開催しております。その講習会の受講料の補助は行っております。

具体的には、わな猟が1万円、それから銃猟が1万5,000円、わな猟と銃猟を合わせた分が2万円がかかるという状況でございます。

補助金につきましては、国庫補助が2分の1、町の補助が2分の1という補助を支援しております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

国から2分の1、町から2分の1ということで100%補助ができるということで、私が知識不足ですみません。ありがとうございます。

先ほど私の話に出てきた猟師さんなんんですけど、御高齢になられています。もしよろしけれ

ば、獵友会の人数や年齢層とかを教えていただけないかなと思って質問いたします。
以上です。

議長（川副剛君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子剛君）

今、有害鳥獣の捕獲の許可の方が佐々町内に21名いらっしゃいます。年代別に分けますと、70代から80代が14名、60代から70代が2名、50代から60代が3名、40代から50代が1名、20代が1名、計21名という状況でございます。

以上でございます。

議長（川副剛君）

2番。

2番（棚橋優汰君）

分かりました。ありがとうございます。

その21名全員とは限らず、箱わなの設置ができると思われますが、大体、何個ほど設置されてあるのでしょうか、教えてください。

議長（川副剛君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子剛君）

箱わなにつきましては、83基を設置している状況でございます。

議長（川副剛君）

2番。

2番（棚橋優汰君）

最初の質問で私が質問したこととかぶるかもしれないんですけど、大体、ことし令和6年で347頭を捕獲したと聞きましたが、箱わなより頭数が多いと思われます。一番捕獲している場所とか、地域のデータとかというのはあるのでしょうか、お願いします。

議長（川副剛君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子剛君）

この実績は、令和4年度から令和6年度の実績になりますけども、一番捕獲が多くされているところは、木場地区のほうが一番多く箱わなが設置してあるという状況でございます。

以上です。

議長（川副剛君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

その回答だけ聞きますと、木場地区がやっぱり多く捕獲しているということで、2番目の質問になるんですけど、生息地域の調査ということで、木場地区で多く捕獲ということは多くすんでいるのではないかと考えますけど、それはどうお考えでしょうか。お答えいただけますと助かります。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

理由といたしましては、木場地区は農業地区で一番大きいところでありまして、さらにイノシシ等が多く生息をしているというような状況でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ということは、木場地区では箱わなの個数が多く置かれているということの認識で間違いないでしょうか。（農林水産課長「はい。」）ありがとうございます。分かりました。木場地区では箱わなの個数が多いということで分かりましたので、ありがとうございます。

4つ目の質間に移りたいと思います。

今、木場地区で箱わなが多いということは、獣友会との連絡を密にされているのかなと思われました。地域ぐるみで連携し対応等ということで、佐々町として何らかの対策や補助等がないのかなということで、聞かせていただければ助かります。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

現在、捕獲業務は、佐々獣友会と委託契約を結びまして、委託料として年間130万円ほどの支出をしております。

また、各地域から有害鳥獣の農作物被害について佐々町宛に相談があれば、対象農地周辺に箱わなを設置している獣友会員へ取次ぎを行っている状況でございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

先ほども箱わなということで聞いていますが、ほかにも例えばワイヤーメッシュとか、電気柵とかいろいろあると思いますけど、そういう補助等というのはあるのでしょうか。聞かせていただければ助かります。

以上です。

議長（川副剛君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子剛君）

ワイヤーメッシュや電気柵の補助はございます。

以上です。

議長（川副剛君）

2番。

2番（棚橋優汰君）

その補助等につきましては、私のほうで勉強させていただきます。この議会が終わって、私も勉強不足のところもありますので、その補助等がどのように使われているのかというのも勉強させていただきます。

ただ、そのワイヤーメッシュの電気柵の設置の補助ができるということは、私は角山のほうに住んでいるんですけど、やっぱり御高齢の方が多く、設置をするとなっても大変になっております。

例えば、業者に頼んで設置とか、そういうところでの補助等というのはあるのでしょうか。お願いします。

議長（川副剛君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子剛君）

この補助金につきましては、農家さん自ら設置する場合は全額補助になりますけども、業者等に設置を委託した場合には2分の1の補助という形になります。

以上でございます。

議長（川副剛君）

2番。

2番（棚橋優汰君）

まだ私も至らないところがありまして、また勉強不足なところがありますので、その業者等もどこの業者ができるとかというのも、町内業者だったりとか、それとも町外業者でもいいのかというのも私のほうで勉強させていただきます。

今後もイノシシ対策というのは課題になっております。イノシシがいなくなればいいというわけでもありません。低減していかなければと思っております。被害ができるだけ少なく少なくなっていけば、農家さんも米とかの問題や野菜等の問題等もなくなりますので、そういうところで低減をしていけたらなど私は思っております。

一応、イノシシ対策については、以上です。

次の質問に移ります。ジャンボタニシの被害についてです。

正式名称はスクミリンゴガイと言われますが、ちょっと言いにくいので、私もジャンボタニシと言い慣れておりますので、ジャンボタニシと言わせてください。

イノシシの被害のほかに、昨年、ことしとジャンボタニシの被害が遭ったということで農家さんから話を聞きました。もしよければ、ジャンボタニシの被害報告等があるのかお聞きしたいんですけど、よろしくお願ひいたします。

議長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

議員御質問の件につきましては、農家の方から、この水田はジャンボタニシの被害を受けたなどはお聞きしておりますけども、実際に被害報告としては受けておりません。また、被害の今後の調査もしていないという状況でございます。

議長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

分かりました。ありがとうございます。

なかつたということの報告ですので、2番目にジャンボタニシの被害を抑えるための農薬補助ということを考えていますが、その被害がなかつたということは何も補助等もないということで取り消させていただきます。

ただ、先ほど被害がなかつたと報告されていますが、佐々町内を巡回してみると、やっぱり田んぼに穴が空いている箇所というのは点々と見られております。西九州道路の上に乗っても見られるし、また、山のほうで巡回している時にもやっぱり穴が空いている田んぼもちらほらあります。

今は農家の方が兼業農家、平日は働いて土日に農家をしているという方も多いですで、日中に役場に相談できないことがあるかと思います。もしよければなんんですけど、職員でも町内の田んぼを確認してもらったり、また、農家さんにヒアリング等をしていただければいいと思います。これは私の意見ですので回答は結構です。

早々とすみません。初めての一般質問でしたので、これで終わりたいと思いますが、最後に、地域農家との連携や地産地消の推進は重要な課題になっています。課題解決に向けて町民の皆様と力を合わせて取り組んでいく所存でございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議長（川副 剛 君）

2番議員、ジャンボタニシの被害を抑えるための農薬の補助は聞かなくていいですか。

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

すみません。1個目の質問のときに被害報告がなかつたということでしたので、被害報告がなかつたということは別に補助等のこともなくてよいかなど、すみません、言い方を変えます。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 瓦 君）

今、農林水産課長がお答えしたんですけども、ジャンボタニシの被害状況は調べていないと

ということで、農家さんに聞いても被害があったということでうちが調査したわけではなくて、農家さんから報告は受けていません。被害がありましたという報告は受けていないという回答でしたので、調査はしておりませんのでそこをちょっと。

それと、ジャンボタニシの専用駆除剤についてあるようですので、スクミノンやスクミンベイト3などが効果的ということで、今のところ、町のほうから補助金等の予定はございません。

ただ、この件につきましては、農業協同組合が主催する座談会で説明会があったようございますので、御報告をさせていただきたいと思います。

議長（川副剛君）

2番。

2番（棚橋優汰君）

すみません。私が今回初めてで至らぬところで勉強不足ということを痛感しております。また、一般質問、農家との地域連携は大切だと思っておりますので、そこに力を入れて取り組んでいく所存でございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

早くなりましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（川副剛君）

以上で、2番、棚橋優汰議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（14時04分 休憩）

（14時15分 再開）

— 日程第2 一般質問（横田博茂議員） —

議長（川副剛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、7番、横田博茂議員の発言を許可します。

7番。

7番（横田博茂君）

議長の許可をいただきましたので質問いたします。

皆さん、こんにちは。

ことしの6月に選挙があったこともあり、町内を回る中で多くの町民の声をお聞きしました。

本日はその中から、町民にとって身近な3つの質問をさせていただきます。

まずは、実効性を高める獣害対策の制度見直しについてから。

近年、私自身の生活範囲でも、イノシシやアライグマ、アナグマ、猿などを目撃しております。夜に限らず、町道を車で走っていた際には、イノシシと鉢合わせし、思わず車を止めた経験もありますし、突進され、車に当たりそうになったこともあります。

農家の方々からは、柵を壊された、作物を根こそぎやられたといった声があとを絶ちません。これは単なる農作物の損失にとどまらず、農業の未来を脅かすものであり、そして、佐々町に住む町民の暮らしと安全にも関わる重大な問題です。

まず、町長に伺います。年々増えている獣害の現状をどう受け止め、町として、どのような

覚悟で今後対応していくつもりなのか、お考えをお聞かせください。

議長（川副剛君）

町長。

町長（濱野亘君）

農作物被害については、令和5年度271万7,000円に対しまして、令和6年度は305万円と増加いたしております。農業経営に深刻な影響を及ぼしていると承知しております。また、農作物被害だけでなく、地域住民の安全な暮らしにも直結する課題だと考えております。

私も、サツマイモを植えておりましたが、イノシシとアナグマがやってまいります。電気柵やワイヤーメッシュをされているところには行かないで、逆に一般家庭のほうにイノシシとか来るような形だったというふうに思っております。

佐々町としましては、農業従事者に要望調査を実施し、希望者に対し、有害鳥獣侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵）の支給を行い、捕獲活動に関して、佐々獣友会と協力し、委託料や捕獲報酬金を支給して、捕獲活動経費に充てていただいております。

最良の方法は、ワイヤーメッシュと電気柵、併用でされたほうが一番いいというようなお話を聞いております。

以上です。

議長（川副剛君）

7番。

7番（横田博茂君）

町長が先頭に立ち、被害を必ず減らすという覚悟を示されることが何よりも町民の安心につながると考えます。ぜひ、この前向きな姿勢を具体的な施策を基に、実行に移していただきたいと思います。

では、次に、報奨金をテーマに質問をいたします。

実効性を持たせるには、現場で捕獲にあたっている皆さんの意欲を引き出すことが不可欠です。その方々の意欲をどう高めるのかが対策の成否を決めていきます。その中核になるのが報奨金制度です。

捕獲従事者の方々からは、様々なものが値上がりしている今、危険や労力に対して、今の金額では割に合わないという切実な声が寄せられています。

町長は、この報奨金制度の現状をどのようにお考えでしょうか。報奨金の増額は必要不可欠と考えておりますが、町長の考えをお聞かせください。

議長（川副剛君）

町長。

町長（濱野亘君）

報奨金についての御質問ですけども、現在、捕獲報酬金として、佐々町はイノシシ及び鹿が1頭当たり7,500円、アライグマ等その他鳥獣が1頭当たり2,000円を支給しております。それに加え、国からの補助金を活用し、イノシシ及び鹿の成獣が8,000円、自家消費する場合は7,000円、幼獣が1,000円を支給しており、アライグマ等その他鳥獣については1,000円の支給をいたしております。

捕獲従事者の方々には重労働をしていただき、満足いかない単価だと感じる方も多いかとは

思いますが、近隣市町との均衡も踏まえ、大幅な増額は慎重に行う必要があると考えております。ただ、燃料が上がったり、それから、最低賃金が上がったりということで、今後検討していかなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

他市と比べ、佐々町の捕獲報酬がおおむね1割、2割程度高いのは存じ上げております。

しかしながら、財源確保の課題や様々な検討等は理解いたしますが、年々被害が増えている現状のままでは、獣害被害は減ることはないと考えています。速やかに何かしらの対策を確実に行わなければ解決には向かいません。

では、担当課長にお伺いいたします。報奨金を増額した場合、捕獲頭数の増加見込みや被害額の削減見込みといった具体的な効果について質問したいところですが、現段階では想定の域を出ないと思いますので、御答弁は難しいと理解しております。

本日は、仮に30%ほど報奨金を増額した場合に伴う追加予算額についてお示しいただければと思います。

議長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

報奨金を30%程度増額したときの件でございますけども、追加予算額については約100万円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

課長、ありがとうございました。

追加予算として、年間およそ100万円が必要になるとのことでした。

現段階では、捕獲頭数の増加や被害額削減見込みの具体的な数値まで見通せませんが、被害の深刻さや町民の不安を考えれば、こうした取組は先行投資の一つとして取り組む価値が十分あると考えます。

さらに、被害抑制のための投資効果を裏づけるように、近隣自治体においても捕獲頭数が増え、被害が抑制されたという成功事例が報告されています。

そこで、本町としても同様の成果を期待しつつ、段階的に取り組む必要があるのではないかでしょうか。

ここで、近隣自治体の成功事例を御紹介します。

まず、対馬市です。対馬市では9割が森林で、全域での防護柵の敷設は難しく、報奨金制度の充実、捕獲体制の強化に加え、ICTを使ったわなの遠隔監視やジビエ利用など、幅広い対策を組み合わせ、獣害を資源化につなげる試みを進めており、地域の価値を高める副次効果を生んでおります。本町にとっても学ぶ点は多いかと思います。

そして、特に参考になるのが平戸市の事例です。平戸市は、防護、捕獲、すみ分けという三本柱を明確に掲げ、その中でも捕獲を徹底的に強化しました。平成10年頃から、獣友会と連携して体制を整え、平成27年度には年間5,000頭のイノシシを捕獲しました。さらに防護柵の整備や、重点地区を設定した住民協力の取組も並行して実施、その結果、ピーク時の被害額を3分の1以下に抑えることに成功しました。平戸市の公式サイトより抜粋いたしました。

この成功はいきなり得られたものではありません。試行錯誤を重ね、捕獲体制を整備し、住民と行政が歩調を合わせることで、10年以上かけて積み上げられた成果だと思います。

町長、これらの事例を踏まえて、本町でも報奨金増額を被害抑制のための投資の一つと位置づけ、まずは確実に捕獲数を増やし、被害を減らす。その上で防護や環境管理を組み合わせた総合的な進め方を描き、実践すべきではないでしょうか。御所見をお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（瀬野 瓦 君）

参考事例を提示いただき、誠にありがとうございます。

農家とそれから住民の方、行政が一体となってイノシシ捕獲に努め、農作物の被害に、今後も努めていきたいというふうに思います。

報奨金については検討させていただきたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

答弁、ありがとうございました。しかし、現状のままでは被害は減らないどころか、むしろ拡大する危険すらあります。

本町も財源が厳しいからできないと言っているあいだに被害額が膨らめば、結局はもっと大きな損失と負担を背負うことになります。つまり、今こそ先行投資をし、行政が本気で旗を振るか、のちに被害を払うのか、その選択だと思います。

町民を守るために、そして農業を守るために、報奨金制度をはじめとする獣害対策の強化は避けて通れない課題であることを改めて強調させていただきます。

獣害対策には三本柱、すなわち数を減らす個体群管理、柵などで守る被害防除、餌場、すみか管理の生息環境管理があります。本日はその中でも、特に数を減らす個体群管理について絞って質問いたしました。しかし、最終的には、この三本柱を総合的に進めることが不可欠です。まずは報奨金増額で捕獲を確実に進める。その後、防護環境管理を計画的に組み合わせていくという、ほかの二本柱も合わせた総合的な戦略があってこそ、持続可能で確実な被害削減が可能です。

私は、この獣害対策こそ、小さな町だからこそ、本気でやれる政策だと確信しております。まずは個体群管理を軸としながらも、事例モデルにほかの柱も段階的に強化に努め、町全体で被害を抑えていく、道筋を明確にしていただくことを強く要望して、この質問を終わります。

続いて、町民を守る除草体制強化についてお聞きします。

毎年、夏場になりますと、町内の道路脇、公園、学校周辺で雑草が急速に繁茂し、視界の妨げによる通行の安全や景観に深刻な影響が出ています。特にことしの夏は暑く、選挙などが絡んだことで、夏前の除草ができておらず、町民の方々より多くの御心配や御要望が寄せられました。

内容としては、町道の雑草で車の通行が危険である、伸びきった草のせいで公園や広場などで遊べない、蚊や害虫などが増えた、家の前の町道が草や木で覆われて見通しが悪いなどでした。しかし、現状では、建設課の作業班の人員は限られており、全序的な除草対策が追いついていないと認識しています。

この除草作業でさえ、人手不足が顕著に現れた現状を見れば、災害が発生した際には更に人手の足りなさが露呈し、町民が安心して暮らせる体制とは到底言えないのではないか。

行政の体制強化として、人材確保をテーマに、次の5点についてお尋ねいたします。

1、雑草の繁茂期や災害発生時、現行の人員で本当に対応可能なのか。今の体制で町民が安心できると言えるのでしょうか。

2、対応が難しいと判断している場合、採用人数、時期、雇用形態など、来年度に向けた採用計画は具体的にどのようにお考えでしょうか。

3、募集条件や賃金水準はどの程度見直すのか。賃金が高くても応募が集まらない現状の原因を精査し、選ばれる職場に変えていく改善策を示すべきではないでしょうか。

4、SNSや広報紙など、町民の目に届く発信手段について、具体的にどの時期にどのように活用されるお考えでしょうか。

5、応募が集まらない場合、また災害時に頼る先は業務委託となります。しかし、予算を確保していても、業者が受注しなければ意味がありません。業者の受注状況や発生の時期次第では仕事を受け入れられない場合がありますし、さらに災害発生時期の人手不足を踏まえて考えると、早期の判断が必要だと考えます。

そこで伺います。業務委託を選択する際の判断基準とスケジュールはどのようにお考えでしょうか。

以上、5点、来年の夏を見据え、今この時間を最大限に生かして、具体的な対策を示していただき、町民の安心と安全を守る最後のとりでとして、町の見解を伺います。

議長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

5問について御質問がありましたので、まず、1番について御説明させていただきます。

道路維持補修員は、現在の人員で対応可能かという御質問でございますけれども、道路維持補修員の主な業務は、町内の道路や公園など、維持補修管理となりますけれども、道路の小さな穴の補修から道路側溝の清掃、道路、公園の草刈り、樹木の剪定、菖蒲園の管理など、主に軽作業となります。多岐にわたるところでございます。

また、災害対応につきましては、大雨や台風などのあとには、全路線を建設課職員、道路維持補修員で見回り、倒木等の処理を行っているところですけれども、建設課職員と作業班では対応ができない規模の災害が発生をする場合もあります。その場合には、先ほどの町長からも御答弁がありましたように、大規模災害発生時における支援活動に関する協定に基づきまして、佐々町建設業協会に出動を要請しまして、応急復旧等の対応をしていただいているところでございます。

このように、建設課が管理する財産は、道路をはじめ公園など全体的な量も多く、複雑多様化する住民ニーズへの対応など、十分手が行き届かない状況でありますので、結果、道路維持補修員は不足しているような状況となります。

しかしながら、町民大清掃などの保健環境自治連合会や町内会、環境美化ボランティア等の協力もいただきながら、限られた予算の中で状況を確認しつつ、シルバー人材等にもお願いいいたしまして、効果的な維持管理に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいた

します。

議長（川副剛君）

町長。

町長（瀬野亘君）

公園などの整備についてなんですが、私が町長選の公約に入れておりまして、皿山公園などの定期的な環境整備として、皿山公園、菖蒲園、千本公園、北部運動公園などの草刈りを定期的に実施すると掲げておりますとおり、道路維持補修員の体制強化は必要だと、議員がおっしゃるとおり、私もそのように思っているところでございます。

募集をいたしましてもなかなか応募がないという状況でしたので、待遇改善等を行い、人員確保に努めるよう建設課に指示しているところでございます。

しかしながら、本町の会計年度任用職員の割合は、全国に見ても高い状況にありますので、会計年度任用職員の必要性、必要任用数は全庁的に整理が必要だというふうに考えております。

3番目は、総務課のほうから回答をさせます。

議長（川副剛君）

総務課長。

総務課長（落合健治君）

3点目の募集条件や賃金水準は見直すのかという御質問、4点目のSNSに関する御質問について、御回答させていただきます。

道路維持補修員を含め、本町の会計年度任用職員の給料は、正規職員と同様の給料表を用いておりまして、民間給与を反映した人事院勧告に準じて、正規職の給与と同様に見直しがされているものと考えております。

特に、近年は人事院勧告による給料のベースアップ、期末・勤勉手当の支給率の増加がございますので、会計年度任用職員についても改善されている状況となっております。なお、選ばれる職場になるためには賃金だけではなく、休暇制度などの充実も必要であると考えておりますので、国の非常勤職員の病気休暇は無給となっていましたが、本町は有給にするなどの改善に取り組ませていただいております。

また、会計年度任用職員の募集については、まず、町内の方を募集する上で、広報紙やホームページで行なっていますが、職種によっては応募がない場合もございます。この場合、町外の方を含めて広く募集を行うために、ハローワークでの募集も行なっておりまして、その結果、道路維持補修員を含め応募がなされている状況でございます。

正規職員も含めて、佐々町役場がより選ばれる職場になっていくためには、賃金の面、福利厚生の面、様々な改善が必要かとは思いますが、地方公務員でありますので、国の人事院勧告、報告に準じて、できるところから少しづつ取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目のSNSなどについての御質問ですが、現在、会計年度任用職員の募集につきましては、先ほども申し上げましたとおり、住民の方向けに発信しておりますため、広報紙とホームページでの周知を行なっていますが、今後、募集をする際には、町のホームページのURLを添付したものをLINEで発信したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、4番に重複しますけれども、SNSへの広報の分について、建設課としての回答をさせていただきます。

会計年度任用職員の募集の広報強化策につきましては、募集情報の多様的な発信が必要だと考えているところでございます。

これまで、広報紙やホームページで応募を募ってまいりましたけれども、近年の建設課道路維持補修員の応募は減少傾向となっていました。

建設課ではそういう中、年度途中からにはなりますけれども、ハローワークに募集をかけたところ、町外からも多くの募集がされているところです。今後の道路維持補修員の体制を維持するためにも、このような取組を行いながら、人員確保に努めていく必要があると考えているところでございます。

それと、最後の5問目の業務委託を選択する際の判断基準とスケジュールについての御質問ですけれども、道路維持補修員の体制強化は必要だと思っておりますけれども、道路維持補修員は主に軽作業となっておりますので、たとえ人数が増員されたとしても、作業内容によっては、これまでどおり業者にお願いする場合もあると考えております。

特に判断基準は定めておりませんけれども、維持管理の内容や予算、専門性の有無、効率性などを総合的に判断して決定することになるかと思っております。

繁雑な日常業務や軽微な修繕、住民の安全に直結するような箇所で緊急性が高く、応急的に対応すべき場合は、道路維持補修員で効率的に行ったほうがいいと思いますけれども、手が足りないときはシルバー人材センターに委託し、また、危険を伴うような場所での作業や専門的な技術や知識、重機を使用するような大規模な修繕につきましては、業者に委託したほうが望ましいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

7番。

7番（横田 博茂 君）

人材採用に向け、町長より指示があったとのことと、ほかの内容はおおむね理解できました。しかし、今後はどの業界でも人材の取り合いになっていきます。募集しても応募が少ないなど、直面している課題の大きさを感じましたが、このことに対して熟慮した上で具体的な対策があるか疑問です。年々、災害も激甚化しております。今後の取組に期待していきたいと思います。

では、次に、地域協働の仕組みについて質問していきます。

地域の力を生かすことは重要です。花壇や公園、道路沿いなどきれいに保ってくださっている佐々町愛護団体や、にこにこクリーンさざをはじめとするボランティアの皆さんには心から感謝を申し上げます。

その努力のおかげで町の景観は守られています。しかし、それでも雑草の量は膨大で、行政やボランティア団体だけでは対応できません。だからこそ、町民全員で協力する仕組みが必要です。

もちろん、定期的に町民や町内会による草刈りが行われてはいますが、一部の方々に負担が集中しているのが現状です。ほか団体では、地域美化活動に報奨金や活動支援金を交付する事

例もあります。

本町でも、町内会や地域ボランティア団体による美化活動を対象に、実績に応じて活動を支援するために、1、報奨金制度や活動支援金の導入は可能か。2、継続して町民が参加しやすい環境づくりを構築するために、行政と地域が連携した持続可能な地域との協働計画があるのか。なければ、計画を策定する考えがあるのかの以上2点を明確にお答えください。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 瓦 君）

7番議員の御提案の町内会等に対しての奨励金制度や活動支援金の導入についてですが、ほかの自治体の事例もあり、地域と協働した取組は重要であると認識はいたしております。

しかしながら、報奨金や活動支援金となりますと、申請書の提出、作業完了報告など事務手続が伴いますので、町内会等の方へも事務が増えることが想定されますので、町内会での活動や愛護団体への支援制度など、既存制度を活用していただき、活用しにくい場合は、その都度制度を見直すなど、現制度の充実を図りながら進めていくことが望ましいと考えております。

報奨金制度でやるとなかなか把握しづらい、実際にされたのかどうかというようなこともありますので、現ボランティア活動の補助金は建設課で担当しておりますので、5名以上の団体登録をしていただいて、今、ある程度の団体が登録されておりますが、その団体がたくさんになれば、7番議員のおっしゃるとおりに、町内がきれいな町になっていくのだろうと思います。

今現在、にこにこクリーンさざが一生懸命、子どもさんから高齢者までの方を取り込んでボランティア活動をされておりまし、町内会にあっては、さざん花町内会のり面の草刈り、それから、佐々川の堤防敷の草刈り、そういう県の登録、愛護団体に登録されておりますけれども、そういう活動が広がっていけば、私も議員と同じような考え方でございます。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（川副 剛 君）

7番。

7番（横田 博茂 君）

御答弁ありがとうございました。しかし、行政内で十分な人材確保が難しいのであれば、やはり町民との協働による効果に期待せざるを得ません。

例えば、町内の公園や道路沿いの一部区間をその地域の町内会に管理していただき、行政は活動支援金として交付する。こうした仕組みであれば、作業の効率化と町内会運営の支援を同時に実現できます。

現実に、町内会の中には高齢化が進み、人手不足で運営 자체が苦しくなっているところも少なくありません。活動支援金はその町内会にとって単なる草刈り費用ではなく、運営を助ける一助にもなり得ます。さらに町内に点在している町有地の管理についても、遠方から作業班や業者が出向くよりも、近隣住民が担うほうが明らかに効率的であり、地域への帰属意識や愛着も高まると考えます。

もちろん、行政サービスの低下は今後避けられないのが現実です。だからこそ、協働計画を今の時期から模索し、制度設計と並行して、試行的にでも実行していくことが必要ではないでしょうか。

次に、作業効率を高める工夫について伺います。

町民に向け、草刈機の貸出しがされているようですが、更に作業効率を上げるため、2点お

聞きます。

1、乗車型草刈機をレンタル導入して、広範囲の作業効率を上げるために、愛護団体などに特化して、試験的に貸出しなどの支援はできないのでしょうか。

2、ぜひ、貸し出してもらって、その効果検証や費用対効果を調査していただきたいのですがいかがでしょうか。

議長（川副剛君）

建設課長。

建設課長（山村輝明君）

1番目の御質問の乗車型草刈機をレンタル導入してということなんですけれども、建設課におきましては、現在、本町では町が管理する道路、公園、河川などで繁茂する雑草を除去し、適正な管理を推進するために、町内での利用に限り、町が保有する草刈機及び手押し草刈機を町内会に無料で貸し出しているところでございます。

議員御提案の乗車型草刈機をレンタル導入ということになりますと、レンタル業者から直接、愛護団体等が草刈機をレンタルし、町が直接レンタル業者に費用を払うというイメージにはなるのではないかと思います。この方法は、これまで本町が行ってきた手法と異なるため、この手法でレンタル業者が対応できるかなど課題を整理し、制度設計を行う必要があると考えております。

愛護団体にとなれば、愛護団体支援事業実施要綱を改正する必要がありますし、愛護団体ではなく、町内会等にもレンタルする場合は、貸出しに特化した要綱等の整備も必要となりますので、他自治体の事例も参考としながら、貸出しについての効果的な手法について、研究をしてまいりたいと考えております。

それと、それをぜひ貸し出してもらって、効果検証の調査をしていただきたいという御質問なんですけども、議員御提案のとおり、乗車型草刈機をレンタルすることで、愛護団体で行う草刈機の作業時間が短縮されるだけではなく、作業者の負担も図られ、活動がより活発になれば、町の負担軽減にもつながり、結果的に道路、公園等の機能を維持することができることになり、地域の良好な生活環境を保つこともできることになると思います。住民と行政双方にとって、有益なことになるとも思っております。

一方におきましては、草刈機を他人から借用することとなりますので、石など気にせずに草刈りをされる場合も考えられますので、そういうようなケースを考えますと、刃等の痛みが早くなるのも事実ではないかとは考えております。

他自治体の事例も参考にしながら、研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（川副剛君）

7番。

7番（横田博茂君）

課長、御答弁ありがとうございました。ぜひ、前向きに御検討をお願いいたします。

先ほど協働計画でも申し上げましたが、地域と行政がともに町をつくる協働の形を実現していくためにも、実行に向けた今後の取組と実証結果の調査を期待しております。

最後に、安全管理について伺います。

神田線など交通量の多い道路での作業は事故の危険を伴います。そこで、作業班の作業について、安全確保や保険制度は十分でしょうか。また、町民が自主的に作業をした場合、けがを

した際の保険適用はあるのでしょうか。

さらに、町民がよかれと思っての作業において、事故やけがをしないよう禁止事項や安全確保策がありますか。

以下、以上を合わせて3点をお聞きします。

議長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

道路維持補修員の作業時においての安全確保や保険制度は十分でしょうかという御質問なんですけれども、道路維持補修員の安全確保につきましては、毎朝の朝礼時に、その日の作業内容や作業の手順、使用する機器、作業場所、その作業環境を踏まえて潜む危険の要因を洗い出して、全員でミーティングを行い、作業員の安全意識を高め、事故を未然に防ぐよう防止に努めています。

保険の制度につきましては、道路維持補修員は会計年度任用職員となりますので、公務上被災し、負傷又は疾病の療養を行ったときは、その医療費や勤務しなかった期間の給料等につきましては、長崎県市町村総合事務組合の公務災害補償制度により給付を受けるようになっています。

それと、逆に町民が自動的に作業された場合に、けがをされた際の保険適用はあるのかという御質問なんですけれども、町民が自動的に作業された場合のけがした場合の際の保険適用の件ですけれども、町民大清掃のように町内活動として行う場合は、総務課の自治会保険の運用を受けることができますけれども、議員御質問の町民が自動的に作業した場合のけがにつきましては、申し訳ありませんけど、現在、保険の適用はありません。

それと、最後のそういうふうに、ボランティア意識を持って作業されて事故につながらないように、禁止の事項や安全確保策があれば、町民に徹底すべきではないかという御質問なんですけれども、交通量が多い道路での作業につきましては、通常の公共工事であれば、標識の設置、車線の規制などの交通規制計画やヘルメット、反射ベスト、保護メガネなどの安全装備の着用など、作業される方々の安全対策が必要になります。また、草刈機の使用に伴う飛散防止対策も必須となり、専門性が高い作業となるところです。

町内会や愛護団体が行っていたりお除草や清掃活動につきましては、申請などの事務手続の際に、建設課窓口にて、作業の場所や安全対策などをお話しする機会がございますけれども、御質問等のとおり、よかれと思って任意で作業された場合は、町も作業を把握することができません。

先ほど申し上げたとおり、交通量が多い道路になりますと専門性が高く危険も増加しまして、作業中の事故などの問題も想定されると思います。

町道の美化に努めたいという思いは十分有り難いことではありますけれども、作業に関われる方々の安全性を確保することが最優先と考えますので、個人としての活動ではなく、町内会や愛護団体等として活動していただくことが望ましいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

課長、よく分かりました。ありがとうございました。ちょっと長かったです。

禁止事項などは住民への周知徹底に努めていただきたいと思います。安全で快適な暮らしを守るため、作業班の増員、地域協働の仕組み、効率化の工夫、安全管理の4点について、検討にとどまらず、実効性を持って具体策に取り組むことを強く求め、この質問を終わります。

最後になります。

スポーツ少年団の発展に向けた奨励金制度導入についてお伺いいたしますが、このテーマは一つだけですので、粘り強く、粘り強く質問させていただきます。

私は、佐々町のスポーツビジョンを明確に持つために、スポーツ少年団の活動支援について、今こそ大きな一歩を踏み出すべきだと強く申し上げます。今回で同様の質問は2度目となります。

町長も御承知のとおり、スポーツ活動は単なる体力づくりにとどまりません。仲間と力を合わせる大切さ、挑戦する心、礼儀や感謝の気持ち、まさに人生の土台を学ぶ場です。さらに、継続する環境があれば、大人になってからも健康を保ち、社会参加を続ける力となります。

町長にまず、現状の価値の確認をお伺いいたします。

佐々町においての地域スポーツ活動は、子どもから大人まで体力の向上だけではなく、仲間づくり、社会性の育成に大きな役割を果たしています。

町長もその価値は高く評価しておられると思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（瀬野 真 君）

スポーツ少年団の活動とずっと関わってきておりますので、重々分かっていると思いますけども、私は地域のスポーツ活動は地域のコミュニティーをより強固なものにするものとして、その価値を高く評価しています。

少年期からスポーツ活動に取り組むことにより、心身の健康はもとより、目標に向かって仲間と協力し、努力を惜しまない活動によって、多くの社会的な成長を促すものであると認識しています。

スポーツ少年団の活動は、佐々町のスポーツの活性化を担う役割を持っていることは、7番議員のおっしゃるとおりだと考えています。

指導者不足や保護者の負担など、スポーツ少年団に関わる方々の課題を十分に把握しながら、環境整備に努めてまいりたいと思っております。

議長（川副 剛 君）

7番。

7番（横田 博茂 君）

町長、ありがとうございます。

では、本題であるスポーツ少年団の現場から届いている声を紹介いたします。

指導者不足や指導者の高齢化、遠征費やユニホーム代など、保護者の経済的負担の増大、指導者の指導以外の負担や保護者の送迎などの負担の多さなどです。

このような課題を放置すれば団員が減り、地域のスポーツが衰退するおそれもあります。今後もスポーツ少年団が存続・発展できるのか本当に心配です。

少年団の総数は将来のスポーツ協会の基盤です。町長や教育長はこの現状をどのように受け止められておられますか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

スポーツの持つ価値につきましては、横田議員の御案内とのおり、体力の向上だけではなく、仲間づくりをはじめとした社会性の育成に大きく寄与するものであると、私自身も認識しているところでございます。

スポーツ少年団の現場からの御意見ということで賜りました。この課題については、私自身も重々認識をしているところでございます。

スポーツが多様化し、様々な環境が整う中でグローバル化したことを受け、大会への参加などの遠征費、それから、保護者の送迎等の負担が増大しているという現状については認識をしているところでございます。

課題を一つ一つ解決することで、スポーツ人口の増加ということを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

前向きで親身な御回答をいただきまして、ありがとうございます。

現場の指導者や保護者の皆さんにとって、行政が真剣に受け止めてくださっていること自体、大きな励みになると思います。ただ、課題の解決には具体的な支援の形が重要です。例えば、指導者確保やスキルアップのための研修や謝金の仕組みなど、実効性のある取組に結びつけていただきたいと考えます。スポーツ少年団は、子どもたちの健全育成だけではなく、地域スポーツの基盤でもあります。ぜひ、町として具体策を持って検討し、実現に向けていただきたいと思っています。

次に、特に大きな課題である上位大会出場時の負担について伺います。

全国大会や九州大会に出場する子どもたちは町の代表であり、誇りです。しかし、出場にあたって交通費、宿泊費などで、1回の大会で数十万円の負担になることもあります。出場を諦める例さえあります。教育長は、この状況をどうお考えでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

予選を勝ち抜いて九州大会、全国大会等に出場する子どもたちというのは、やはり町の宝かなというふうに思っております。そこをサポートするための支援ということについては、前向きに考えていきたいというふうに考えています。特に、もうもろの補助金等を活用しながら、ぜひ、出場については諦めることなく、夢を追い求めていただければなと、そこを整理していきたいなというふうに思っております。

議 長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

教育長から心ある答弁をいただき、ありがとうございます。

経済的理由で夢を諦めることがないようにする、これは行政だけではなく、地域全体で取り組むべき課題です。

例えば、町の支援としての制度や町民からの応援基金の仕組みづくりなど、企業や町民も応援できるような仕組みと一緒に考えていくべきは、より強固な応援の輪で解決できると思います。町と地域が一体となって、子どもたちを後押しする、そのモデルをぜひ、佐々町から発信していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

佐々町には、子どもたちを励ます仕組みとして、個人やチームの財政的負担を軽減する体育文化振興基金からの交通費の補助があり、利用された保護者からは感謝の声をいただいている。他市町にはありませんので、一歩先を行く制度を持っていると言えます。ですが、それに加えて、全国大会や九州大会に出場する子どもたちに奨励金制度を設けることはできないでしょうか。

他市の事例を挙げれば、佐世保市は全国大会出場時に1人8,000円の報償金、長崎市は全国大会で1万5,000円、九州大会で5,000円程度となります。

これらは単なる経済的支援ではなく、努力をたたえ、地域全体で子どもたちを応援する象徴的な制度だと思います。出場者数は限られており、財政負担も大きくはありません。現状を考えた場合できないことはないと考えています。

本町でも、こうした制度を設ける意義は大きいと思われませんでしょうか。制度を設ける意義に対して、お答えいただければと思います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

今、御指摘のことについてですけども、報償金については今現在ございません。

佐々町には、議員御案内のとおり、先ほど交通費等と言われましたけれども、交通費や宿泊費等の一部を補助する制度を設けております。これは他市町ではなく、小中学生に対しては、交通費等の3分の2を補助しております。

上位大会に出場される選手については、ぜひ活用していただきたいところですが、奨励金制度については、私自身も子どもたちを励ます意味で何とか捻出できないものか研究しているところです。

先ほどから申し上げていますように、子どもたちにはぜひ、夢を追い求めてもらいたい、そのためには励みになる何かを提供したいと思っております。今後、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

大変心強いお答えをいただきました。ありがとうございました。

これまでの体育文化振興基金の補助は、他市町にはない優れた制度として高く評価されています。そこに、更に報奨金制度が加われば、佐々町のスポーツを支える姿勢が一層明確になり、子どもたちにとっても大きな励みとなります。

さらに、これは町のPRにもなります。佐々町から全国大会出場というニュースは地域の誇りであり、人口減少に悩む町にとっても価値があります。

奨励金を導入する必要性について、私なりの根拠を申し上げます。

スポーツ振興基本法では、スポーツは青少年の健全育成に資することが明記されています。国の地域スポーツ推進計画でも、競技力向上と次世代育成が重点施策とされています。つまり、自治体には子どものスポーツを支援する責務があるということです。

のことから、奨励金の導入は可能であり、必要だと考えます。そして、奨励金とは単なるお金ではなく、努力をたたえる地域全体のエールです。これは、子どもや指導者のモチベーションを高め、次の世代の挑戦にもつながります。

こうした観点から質問いたします。全国大会や九州大会に出場するチームや選手に対して、佐々町でも奨励金を交付する制度を設けるべきだと思います。先ほどの質問と若干重複しておりますが、見解をお聞かせください。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 亘 君）

先ほど申し上げましたとおり、前向きに検討させていただきたいということ、現在は報奨金ではなく、餞別というのが町長交際費のほうから出させていただいておりまして、これは全国大会に、例えば国民体育大会等に出場される場合において、佐々町のほうに挨拶に来られた場合のみ、今提供している段階でございますので、そのことも踏まえて、どうにかできないかというふうなことで、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

議長（川副 剛 君）

7番。

7番（横田 博茂 君）

餞別の件を含めまして、ありがとうございます。粘り強く言ったかいがありました。ぜひ、早急に制度化をできれば進めていただきたいと思います。

それでは次に、もし支援を行った場合のリスクと、逆に支援を行った場合に開ける可能性についてお話をいたします。支援を怠れば次のようなリスクが現実となってきます。

経済的負担のために、大会出場を諦める子どもたちが出てくる、モチベーションが下がり、チームを離れる子が増える、結果として、地域のスポーツ文化そのものが衰退していく、子どもたちの健全育成の機会が奪われる。そして、最終的にはスポーツにおける町の魅力や誇りも失われていく。これは決して大げさな話ではありません。既にほか地域で現実となっている事例です。

一方で、しっかりと支援をすれば、子どもたちが挑戦を続けられ、町の名前が全国に広がる絶好のチャンスとなります。

支援の規模に比例して、その成果や可能性も大きく広がっていくことを町長もこの点は十分御理解されているのではないでしょうか。

最後の質問になります。

奨励金だけではなく、指導者の育成確保という総合的な支援策をパッケージで整えることで、スポーツ少年団はさらに活性化します。

町長、こうした町全体で子どもたちを育てる取組を佐々町のスポーツビジョンとして打ち出してみませんか。最後に町長のお考えをお聞かせください。

議長（川副剛君）

町長。

町長（瀬野亘君）

スポーツ少年団に限らず、ほかのスポーツについても指導者が重要だというふうなことで認識をしておりまますし、中学校の部活動の地域連携について、今後も検討してまいらないといけないので、その中で指導者育成についても研究してまいりたいと思います。どうぞいろいろと今後とも御支援のほどよろしくお願ひ申し上げて終わりたいと思います。

議長（川副剛君）

ちょっとお待ちくださいね。

傍聴の皆様に再度お願ひします。

携帯電話につきましては、着信音又はメール、LINE等が鳴ることもありますので、マナーモードにするか、電源をお切りいただけようお願ひしておきます。

真剣に議論しておりますので、傍聴者の皆さんもルールを守ってください。

7番。

7番（横田博茂君）

町長、御答弁ありがとうございました。

報奨金に関しては、明確な答えはきょうはいただけませんでしたけれども、町長の前向きなスポーツに対しての姿勢に期待をいたしております。

私は、この町を子どもたちの夢を応援する町にしたいと心から願っています。どうかこの議会を機に、リーダーシップを發揮し、佐々町のスポーツ支援を新しいステージへ進めていただきたいと思っています。

微力ではありますが、私も引き続き力を尽くしてまいります。

子どもたちは夢を持って生きています。スポーツはその夢をかなえられる一歩であり、子どもたちの可能性は町の未来を変えるかもしれません。子どもたちの未来と、この町の誇りのために、どうぞよろしくお願ひいたします。

これで、私の質問を終わります。

議長（川副剛君）

以上で、7番、横田博茂議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れ様でした。

（15時11分 散会）